

宅地造成等規制法に基づく

# 宅 地 造 成 の 手 引 き

～ 平成 22 年 4 月 1 日 制定 ～

- 田 辺 市 -



# 目 次

宅地造成等規制法について.....	1
1 はじめに.....	1
2 用語の定義.....	1
3 許可を要する工事.....	2
4 宅地造成工事規制区域.....	3
5 届出を要する工事等.....	4
6 宅地造成工事許可を要しない工事.....	5
7 技術基準.....	6
8 資格のある者の設計によらなければならない工事とその資格.....	6
9 工事の変更許可等.....	7
10 工事完了の検査.....	7
11 監督処分と罰則.....	7
12 宅地保全の義務.....	7
13 改善命令.....	7
14 造成宅地防災区域.....	8
15 造成宅地防災区域内の災害防止.....	8
16 造成宅地防災区域内の災害防止措置の勧告.....	8
17 他の法令との関連.....	8
許可申請から完了検査.....	9
1 工事許可申請前の調査、手続き、協議等.....	9
2 許可申請の手続.....	12
3 許可申請の手続フロー.....	15
4 宅地造成に関する工事の許可申請に必要な書類・図面.....	16
5 許可申請手数料.....	21
6 許可申請書作成上の注意事項.....	22
7 工事着手から完了までの注意事項.....	23
宅地造成に関する工事の技術基準.....	25
参考資料.....	27
1 申請書等の様式.....	29
2 宅地造成等規制法.....	63
3 宅地造成等規制法施行令.....	81
4 宅地造成等規制法施行規則.....	97
5 和歌山県宅地造成等規制法施行細則.....	113
6 公共施設等の引継ぎに関する基準.....	119
6 宅地造成工事規制区域図.....	121

注) この手引きにおいて、「法」、「施行令」、「規則」又は「細則」と記しているものは、それぞれ宅地造成等規制法、宅地造成等規制法施行令、宅地造成等規制法施行規則又は田辺市宅地造成等規制法施行細則を指します。

宅地造成に関して詳細が知りたい方又は相談したい方は、下記へお問い合わせください。

田辺市役所

建設部 計画課 計画係

(TEL 0739-26-9937)

# 宅地造成等規制法について

## 1 はじめに

「宅地造成等規制法」は宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、宅地造成に関する工事等について必要な規制を定めた法律です。この目的を達成するため、法律で災害の生ずるおそれの大きい市街地又は市街地になろうとする区域を「宅地造成工事規制区域」に指定しています。この区域において一定規模以上の宅地造成工事を行う場合には、県知事（和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年和歌山県条例第 38 号）に基づき平成 22 年 4 月 1 日からは市長）の許可が必要であることを定めています。

## 2 用語の定義（法第 2 条）

- (1) 宅 地：農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定め公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地をいいます。
- (2) 宅地造成：宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（事項 3（3）ア～エ参照）をいいます。
- (3) 災 害：崖崩れ又は土砂の流出による災害をいいます。
- (4) 設 計：その者の責任において、設計図書を作成することをいいます。
- (5) 造 成 主：宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
- (6) 工事施工者：宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
- (7) 崖（がけ）：地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤以外のものをいい崖面とはその地表面をいいます。
- (8) 造成宅地：宅地造成に関する工事が施行された宅地をいいます。

### 3 許可を要する工事

新たに宅地造成工事を行おうとするときは、造成主は着工前に所定の様式の許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければなりません。

ただし、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、この限りではありません。

許可申請に際しては、条例で定める額の手数料を納付しなければなりません。

この法律が適用されるのは、次の(1)(2)(3)に該当する場合です。

#### (1) 許可の対象となる区域

宅地造成等規制法の規定により指定された宅地造成工事規制区域(以下「規制区域」といいます。)(法第 3 条第 1 項)

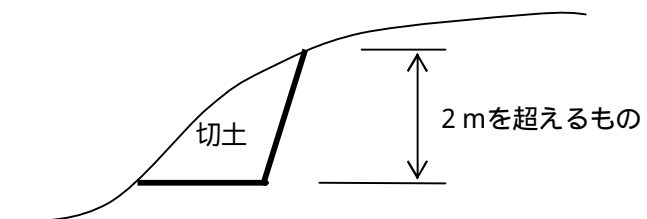
#### (2) 許可の対象となる土地

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地。(法第 2 条第 1 項、施行令第 2 条、施行規則第 1 条)

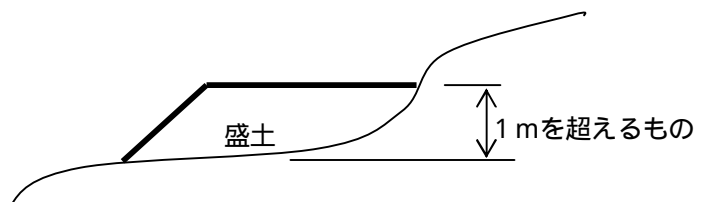
#### (3) 許可を要する工事

土地の形質の変更で次のア、イ、ウ、エのいずれかに該当する工事

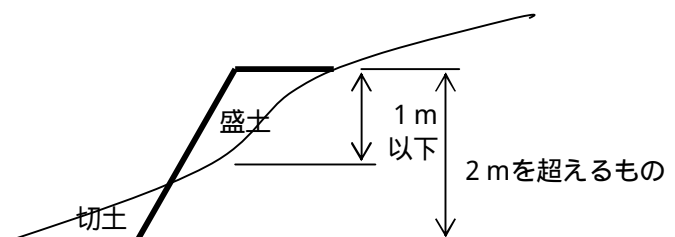
ア 切土をした土地の部分に高さが 2 m を超える崖ができるもの。  
(施行令第 3 条第 1 号)



イ 盛土をした土地の部分に高さが 1 m を超える崖ができるもの。  
(施行令第 3 条第 2 号)



ウ 切土と盛土とを同時にする場合の盛土で、その盛土の部分に高さが 1 m 以下の崖を生じ、かつ、その切土と盛土をした土地に高さが 2 m を超える崖ができるもの。(施行令第 3 条第 3 号)

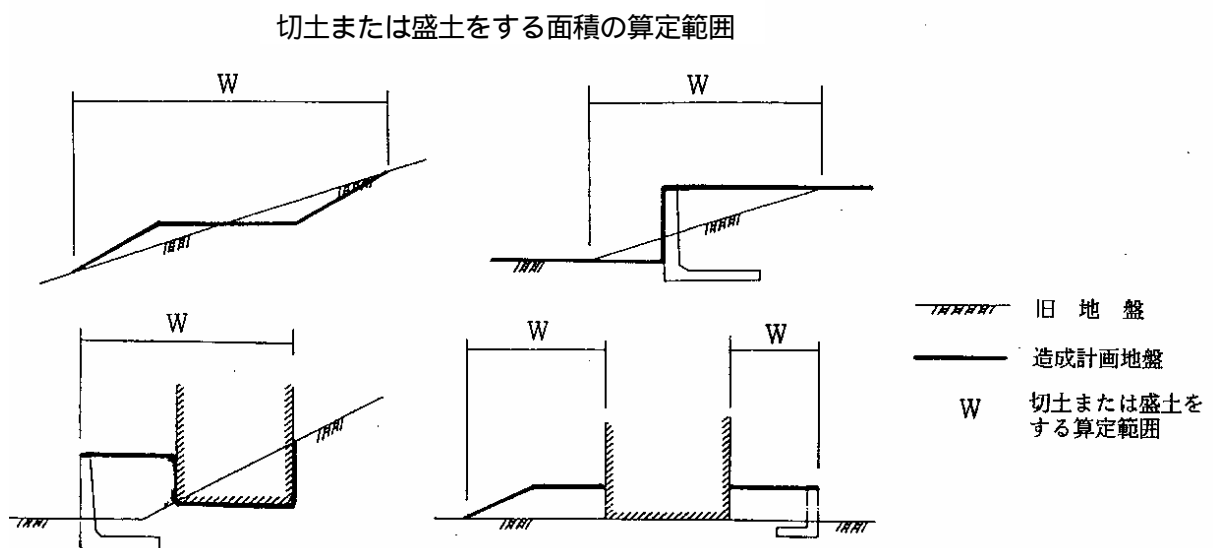


エ 前各号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、切土又は盛土をする土地の面積が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの。(施行令第 3 条第 4 号)

切土又は盛土し、イ、ウの土地の部分に生ずる「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、これらの「崖」は原則として法律で定められた技術的基準に適合する擁壁でおおわなければならない。(施行令第 1 条第 4 項・施行令第 5 条第 1 項)

(4) 切土又は盛土する土地の面積

造成工事に伴い切土又は盛土が生じる部分の水平投影面積で、小数点第 3 位四捨五入し、小数点 2 位まで記入する。



4 宅地造成工事規制区域 (法第 3 条第 1 項)

法律が適用されるのは、「宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの大きい市街地又は市街地になるうとする土地」の指定された区域。当市おける宅地造成工事規制区域は、次のように指定されてきました。(平成 22 年 4 月 1 日現在で 4,451ha)

宅地造成工事規制区域 (田辺市) 指定の経過

指 定 年 月 日	指 定 区 域 面 積	合 計 区 域 面 積
S43. 3.29	1016.9 ha	
S49. 5.27	1602.8 ha	2,619.7 ha
H13. 4. 6	1135.1 ha	3,754.8 ha
H21. 6. 1	696.2 ha	4,451.0 ha

詳細については末尾の宅地造成工事規制区域図を参照してください。

## 5 届出を要する工事等（許可を要する場合は、届出る必要はありません）

- (1) 規制区域指定の際その区域内において宅地造成に関する工事を施行しているときは、指定の日から 21 日以内に市長に届出なければなりません。（法第 15 条第 1 項、施行規則第 29 条、別記様式第五）

### 【提出書類】

- ア 届出書（別記様式第五）
- イ 位置図（1/2,500 以上、付近見取図）
- ウ 造成計画平面図
- エ 現況及び計画断面図
- オ 工事の出来高状況を示す図書
- カ 主たる擁壁及び排水施設の構造図
- キ 現況写真

- (2) 規制区域内において次の工事を施行する時は、着工する日の 14 日前までに市長に届出なければなりません。（法第 15 条第 2 項、施行規則第 29 条、別記様式第六）

- ・ 高さが 2m を超える擁壁の全部または一部の除却
- ・ 雨水その他の地表水を排除するための排水施設の全部または一部の除却

### 【提出書類】

- ア 届出書（別記様式第六）
- イ 位置図（1/2,500 以上、付近見取図）
- ウ 造成計画平面図
- エ 現況及び計画断面図
- オ 除却後の措置（主たる擁壁及び排水施設の構造図）
- カ 現況写真

- (3) 規制区域内において宅地以外の土地を宅地に転用したときは、転用した日から 14 日以内に市長に届出なければなりません。（法第 15 条第 3 項、施行規則第 29 条、別記様式第七）

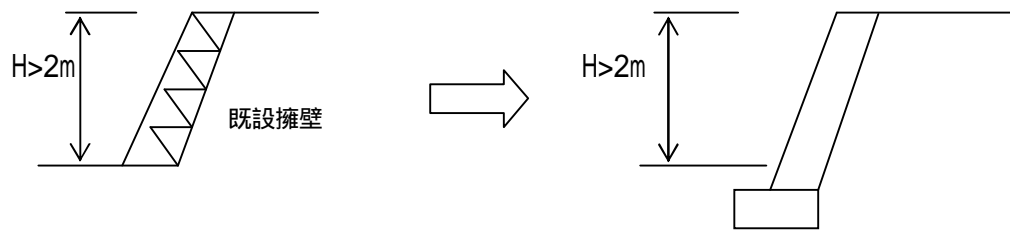
### 【提出書類】

- ア 届出書（別記様式第七）
- イ 位置図（1/2,500 以上、付近見取図）
- ウ 造成計画平面図
- エ 現況及び計画断面図
- オ 現況写真
- カ 土地の登記事項証明書
- キ 公図（地番図）の写し
- ク 農地転用許可書の写し
- ケ 主たる擁壁及び排水施設の構造図



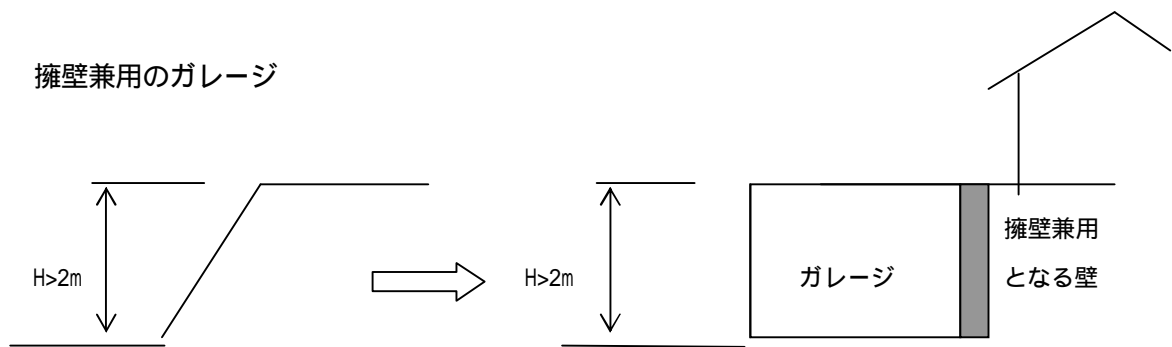
## 6 宅地造成工事許可を要しない工事

### (1) 既存擁壁の修繕及び改善



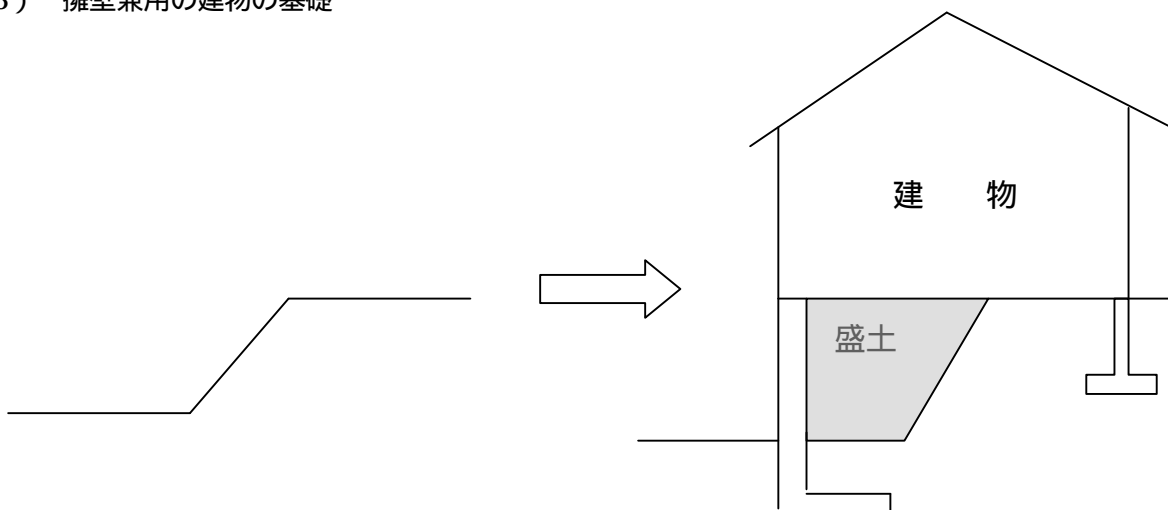
上図のように既存擁壁の老朽化に伴い当該擁壁の改築を行う場合は、宅地造成工事の許可を必要としません。ただし、法第15条第2項に規定する届出が必要です。

### (2) 擁壁兼用のガレージ



壁と一体の屋根を有するボックス型のガレージ建築物として取り扱うため、宅地造成工事の許可を必要としません。

### (3) 擁壁兼用の建物の基礎



建築の基礎としてのコンクリート擁壁は、構造上建物と一体とみなされるので、宅地造成工事の許可を必要としません。

## 7 技術基準

市長は、宅地造成の計画が、施行令等で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設その他の政令で定める施設の設置（地滑り抑止杭又はグランドアンカーその他の土留）その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講じられたものでなければ、許可することは出来ません。

## 8 資格のある者の設計によらなければならない工事とその資格（法第9条第2項）

(1) 高さが5mを超える擁壁の設置（施行令第16条第1号）

(2) 切土又は盛土をする土地の面積が1,500 m<sup>2</sup>を超える土地における排水施設の設置（施行令第16条第2号）

上記(1)(2)に該当する工事である場合には、次の資格のある者の設計によらなければなりません。

（法第9条第2項、施行令第17条、施行規則第23条）

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。

イ 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。

ウ 学校教育法による短期大学もしくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。

エ 学校教育法による高等学校又は旧中学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。

オ 国土交通大臣が前各号と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

注 国土交通大臣が認めているのは次の者です。

（ア）学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者。

（イ）技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門とする者に合格した者。

（ウ）建築士法による1級建築士の資格を有する者。

（エ）土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を終了した者。

**許可申請書に設計者の資格に関する証明書を添付してください。**

## 9 工事の変更許可等（法第 12 条、施行規則第 25 条、第 26 条）

許可を受けた工事が完了する前に、工事の計画の変更を行う場合は、軽微なものを除き、変更許可を受けなければなりません。

軽微なものとは、造成主、設計者又は工事施行者の変更及び工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更をいい、軽微な変更は変更届を提出しなければなりません。

## 10 工事完了の検査（法第 13 条、施行規則第 27 条）

許可を受けた工事が完了した時は、完了検査申請書を提出し、検査を受けなければなりません。検査の結果、その工事が技術的基準に適合していると認められた場合は、市長は検査済証を交付します。

## 11 監督処分と罰則（法第 14 条）

市長は、許可を受けずに工事を行っている者や技術的基準に適合しない工事を行っている者に対して、工事の施行の停止や防災措置をとることを命令することができます。

また、工事が行われたが許可や検査を受けていない宅地と、検査の結果技術的基準に適合しないと認められた宅地所有者等に対して使用の制限、禁止や防災措置をとることを命令することができます。

なお、監督処分に違反した者、許可を受けずに宅地造成をした者、技術的基準に適合しない工事を行った場合の設計者や工事施行者、届出をしなかった者等は、懲役又は罰金に処せられます。

## 12 宅地保全の義務（法第 16 条）

規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、崖崩れ等の災害が生じないように、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。

なお、所有者、管理者又は占有者等が、この義務を十分に果たさずその宅地が危険な状態となっている場合には、知事はその程度に応じて、防災措置をとることを勧告することができます。

なお、勧告や命令を受けた者は、宅地防災工事のために必要な資金を、住宅金融支援機構から融資を受けることができる制度があります。

## 13 改善命令（法第 17 条）

宅地造成工事規制区域内の宅地で、災害防止のための擁壁等が設置されておらず、極めて不完全であり、災害発生が大きいと認められ、災害防止のため必要である場合に、宅地又は擁壁の所有者、管理者又は占有者に対して、猶予期限をつけて擁壁及び盛土の改良の工事を行うことを命ずることができます。

#### 1 4 造成宅地防災区域（法第 20 条、施行令第 19 条）

宅地造成規制区域外で、変動予測の結果、崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれ大きいと判断された場合か、もしくは大規模盛土造成地において災害の生ずるおそれが明らかな場合に、相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれが大きいかどうかを判断し、下記に該当する区域を市長は指定をすることができます。

- (1) 造成宅地の区域で地震力及び盛土の自重等の安定計算で、抵抗力を上回る滑りがあるもの  
ア 盛土をした土地の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上で地下水位が盛土に侵入しているもの。  
イ 盛土前の地盤面が 20 度以上の角度で、盛土高さ 5m 以上のもの。
- (2) 地盤の活動、擁壁の沈下、崖の崩落等が生じている一団の造成宅地の区域  
なお、災害の防止のため、必要な措置を講ずることにより指定の事由がなくなつたと認めるときは、区域の指定を解除する。

#### 1 5 造成宅地防災区域内の災害防止（法第 21 条第 1 項）

造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、災害が生じないよう必要な措置を講ずるように努めなければならない。

#### 1 6 造成宅地防災区域内の災害防止措置の勧告（法第 21 条第 2 項）

造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者に、市長は災害が生じないような必要な措置をとることを勧告することができる。

#### 1 7 他の法令との関連

- (1) 宅地造成工事規制区域内で都市計画法による開発行為の許可を受ける場合は、宅地造成の許可申請は不要となります。
- (2) 宅地造成等規制法による工事許可及び開発行為の許可を受けて行われる擁壁については、建築基準法による工作物確認申請は不要となります。
- (3) 以上のほか次の点に十分注意してください。  
ア 都市計画法、農地法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法等の法令により宅地造成をすることを制限または禁止されている土地があるので、あらかじめ調査してください。  
イ 都市計画法、道路法、河川法、下水道法、砂防法、土地区画整理法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の法令により認可、許可、届出、同意等を必要とすることがあるので、それぞれ別途により手続きを行ってください。  
ウ 建築物を目的にした宅地造成については、建築確認及び道路位置指定の関係部局と打合せ等の後に、宅地造成に関する工事の許可申請を提出してください。

# 許可申請から完了検査

## 1 工事許可申請前の調査、手続き、協議等

### (1) 造成計画に関する調査

宅地造成を行おうとする場合は、宅地造成計画の策定に先立ち、宅地造成計画区域又はその周辺の状況について次に掲げる事項に関して調査をする必要があります。

#### 基礎的事項

- ア 地形、地盤の性質、土質
- イ 地盤の軟弱な土地又は崖崩れ若しくは出水のおそれの多い土地であるかどうか
- ウ 風向き、日照、植生、湧水等の自然状況
- エ その他周辺の状況

#### 他法令による規制の調査

##### ア 都市計画法等都市計画に関する調査

- ・都市計画施設（道路、公園、下水道等）が含まれているかどうか

##### イ 建築基準法に関する調査

- ・建築基準法第43条第1項（接道要件）に適合するかどうか
- ・宅地造成計画区域に隣接する道路が建築基準法第42条第2項に規定する道路かどうか（道路後退の必要性の有無）
- ・予定建築物の用途が用途地域に適合しているかどうか

##### ウ 文化財に関する調査

- ・埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地であるかどうか

##### エ 農地に関する調査

- ・農用地が含まれているかどうか
- ・農地法の許可を要するかどうか

##### オ 森林に関する調査

- ・保安林、地域森林計画対象民有林等が含まれているかどうか
- ・森林法の許可を要するかどうか

##### カ 自然環境に関する法令による規制の調査

- ・自然公園区域が含まれているかどうか
- ・自然公園法の許可を要するかどうか
- ・その他の自然環境に関する他法令の許認可等を要するかどうか

##### キ 防災に関する法令による規制の調査

- ・河川保全区域、砂防指定地等が含まれているかどうか
- ・河川法、砂防法の許可を要するかどうか
- ・その他防災に関する他法令の許認可等を要するかどうか

##### ク その他の法令で宅地造成計画に関連のある他法令等の調査

上記の法令による規制の調査の結果を、他法令等の手続状況調書（P.11 参照 参考様式第1号）に記載のうえ、許可申請図書に添付してください。

#### 都市計画施設等に関する協議

宅地造成計画区域内に都市計画施設が定められている場合、又は公共事業の施行の予定がある場合は、宅造許可申請までに、都市計画事業又は公共事業の施行者又は施行予定者と事前に協議をしなければなりません。

上記の協議経過及び結果を示す書面は、宅造許可申請に添付しなければなりません。

#### 前面道路に関する調査

建築物を建築する目的で行う許可申請にあつては、前面道路について調査しておく必要があります。

### (2) 造成工事許可等に関する事前相談

申請者の利便及び宅造許可等に関する事務処理の迅速化・合理化を図るため、宅造許可等の申請に先立ち、事前相談を受けることができます。

なお、申請方法及び留意事項については、「都市計画法による開発許可制度の手引き」P.18を参照してください。

#### 《相談内容の一例》

宅地造成工事をするにあたり、許可若しくは届出を要するか否かの判断を求める場合。

計画している擁壁が技術基準に適合しているか否かの判断を求める場合。

### (3) 公共施設の管理者等との協議

宅地造成工事区域に隣接する土地に公共施設（市道、里道、水路等）がある場合で、当該工事に関し公共施設の管理者の承認等を得る必要があるときは、許可申請までその承認等を受けておく必要があります。なお、許可申請書には承認等を受けたことを証する書面の添付が必要となります。

宅地造成工事区域内において設置される公共施設（道路、排水施設、ゴミ集積所等）については、許可申請書の提出前に公共施設を管理することとなるものと協議してください。

また、協議により公共施設用地を市に引継ぐ確認がされた場合は、田辺市開発事業の指導要綱及び宅地造成工事における道路等の担保指針に基づき市長との協定を締結して下さい。この引継ぎに関しては、工事完了検査前に「公共施設等の引継ぎに関する基準」（P.119）に基づき手続を行ってください。

### (4) 付近住民等への周知

造成主は、宅地造成に関する工事を円滑に実施するため、当該宅地造成に関する計画の内容並びに許可工事の内容及び施行計画について、宅造許可を受けるまでに当該許可工事の区域に隣接する土地に所有権を有する者及び許可工事に影響があると認められる付近住民、関連する権利者等に周知し、調整の必要が生じた場合はその都度その調整に努めてください。

参考様式第 1 号

他法令等の手続状況調書

規 制 等 の 内 容			摘 要
都市 計画	都市計画区域	内 外	用途地域の名称：
	都市計画施設	有 無	
建築 基準 法	接道要件	適 否	
	隣接するみなし道路	有 無	
	予定建築物等の用途	適 否	
文化 財	史跡・名勝・天然記念物	内 外	
	埋蔵文化財包蔵地	内 外	
農 地	農業振興地域	内 外	
	農用地	内 外	
森 林	保安林	内 外	
	地域森林計画対象民有林	内 外	
自然 公園	自然公園区域	内 外	
防 災	宅地造成等規制区域	内 外	
	河川区域	内 外	
	急傾斜地崩壊危険区域	内 外	
	砂防指定地	内 外	
	地すべり防止区域	内 外	
	災害危険区域	内 外	
その他の法令による規制		有 無	

摘要欄には、他法令による規制がある場合に、その手続きの状況を記入し、その状況を示す書類を添付して下さい。

## 2 許可申請の手続

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事（都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行われる、当該許可の内容に適合した宅地造成に関する工事を除く。）については、造成主は、当該工事に着手する前に、所定の様式の許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければなりません。

なお、許可があるまでは工事に着手できませんので、時間的に余裕を持って手続を行ってください。

### (1) 許可申請

#### 窓口

許可申請の窓口は、建設部計画課計画係です。

許可申請書等の作成（法第 8 条・施行規則第 4 条）

許可を受けるには、宅地造成に関する工事の許可申請書 別記様式第二、計画図面その他必要な図書を作成して申請しなければなりません。書類、図面等は、この手引きのほか、法、施行令、施行規則及び施行細則に基づいて作成してください。

許可申請に必要な書類及び図面（P16～P20 参照）

申請についての注意事項

ア 申請書類は定められた様式がありますので、これを利用してください。

イ 申請書、添付図面等は、目次を記入し、A4 判の大きさに製本してください。なお、添付図面は、目録を記入した図面袋に入れてください。

ウ 設計図面には、設計者名を記入してください。

エ 許可申請の手続を代理人に委任する場合は、委任項目を具体的に記入した委任状を添付してください。

オ 許可申請書について

a 許可申請年月日は、許可申請時に記入してください。

b 1 欄、2 欄及び 3 欄は、電話番号も記入してください。

工事の期間中、当該工事現場の見やすい箇所に許可標識を設置して、許可を受けたことを明らかにしてください。（細則第 7 条）別記第 9 号様式

### (2) 工事の着手届

許可を受けた工事に着手するときは 5 日前までに工事着手届 別記第 5 号様式 を市長に提出しなければなりません。（細則第 3 条）

なお、許可申請の時点で工事施工者が未定であったものについては、工事施工者の資格を証明する書類を添付してください。

### (3) 工事計画変更の許可申請等

許可を受けた工事が完了する前に、宅地の面積や工事の計画の変更を行う場合は、軽微なものを除き、宅地造成に関する工事の変更許可申請書 別記様式第 6 号 に次の書類を添付



して申請を行い、変更許可を受けなければなりません。(法第 12 条、施行規則第 25 条、細則第 4 条第 1 項)

【添付書類】

- ア 位置図(1/2,500 以上、付近見取図)
- イ 変更前の宅地造成に関する工事の許可通知書(写し)
- ウ 変更理由書
- エ 設計図(変更に係る工事の計画を明示した図面)
- オ その他(法第 8 条申請書のうち変更に係る図書のみ添付)

軽微な変更の届出

工事の軽微な変更について、下記ア又はイの変更があった場合は、宅地造成等の軽微な変更届 別記第 7 号様式 に内容を記載して提出してください。(施行規則 26 条、細則第 4 条第 2 項)

- ア 造成主、設計者又は工事施行者の変更
- イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

当初の宅造許可の内容と同一性を失うような大幅な変更については、新たに宅造許可を受けなければなりません。

(4) 工事の完了検査申請

工事が完了した場合は、「宅地造成に関する工事の完了検査申請書 別記様式第三 」を提出して完了検査を受けてください。(法第 13 条第 1 項、施行規則第 27 条)

検査申請書には、次の書類を添付してください。

- ア 許可書の写し
- イ 位置図(1/2,500 以上、付近見取図)
- ウ 工事施行承認等にかかる検査済証(写し)
- エ 工事出来形図(平面図、構造物の展開図等)
- オ 工事写真
  - ・ 工事区域の着工前及び完成後の全景
  - ・ 工事全体の流れがわかるように作成し順番に工種ごとにすべての構造物を撮影してください。(掘削、転圧、基礎砕石、型枠取付、生コン打設、養生、鉄筋配筋、出来形検測、管布設状況、マンホール設置状況等)
  - ・ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう特に注意して、撮影してください。

カ 品質管理資料

検査の結果、工事が法令に定める技術的基準に適合している場合は、「宅地造成に関する工事の検査済証 別記様式第四 」を交付します。(法第 13 条第 2 項、施行規則第 28 条)

なお、検査を受けないとき、許可どおり工事をしていないとき、未許可で工事をしたときなどは、宅地の使用禁止、工事中止、工事やり直し等の措置を受ける場合があります。

(5) 工事の一部完了検査

許可工事の区域の一部の区域に係る工事が完了した場合において、当該完了した部分の宅地が独立して使用することができ、かつ、当該宅地以外の宅地の災害防止上支障がないと市長が認めるときは、造成主は、当該工事完了部分の工事が適合しているかどうかについての市長の検査を受けることができます。(細則第8条)

検査を受けようとする者は、宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書 別記第12号様式に通常の完了検査申請に必要な書類及び一部完了した内容を示す書類を添えて市長に提出してください。

(6) 工事の廃止の届出

許可を受けた工事の全部又は一部を廃止する場合は、「宅地造成に関する工事の廃止届出書 別記第8号様式」に、廃止の理由、廃止時の工事の状況及び防災措置計画を記載した書類を添付して提出してください。(細則第5条)

(7) 建築及び建設の着手

許可工事が施行される土地においては、検査済証の交付を受けた後、建築物等を建設してください。ただし、宅地の災害防止上支障がない等について、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りではありません。(細則第9条)

工事完了前の建築等承認申請

上記ただし書に規定する市長の承認を受けようとする者は、次のいずれかに該当していなければなりません。

ア 都市計画法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物を先行的に建築する必要があるとき。

イ 建築物又は特定工作物が許可工事に係る擁壁等に近接している等の理由により、許可工事と当該建築物の建築工事又は当該特定工作物の建設工事を切り離して行うことについて技術上その他の理由により困難又は不適當であると市長が認めるとき。

提出書類

ただし書きに規定する市長の承認を受けようとする者は、工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請書(別記第14号様式)に次にあげる書類を添えて市長に提出しなければなりません。

ア 位置図(1/2,500以上、付近見取図)

イ 理由書

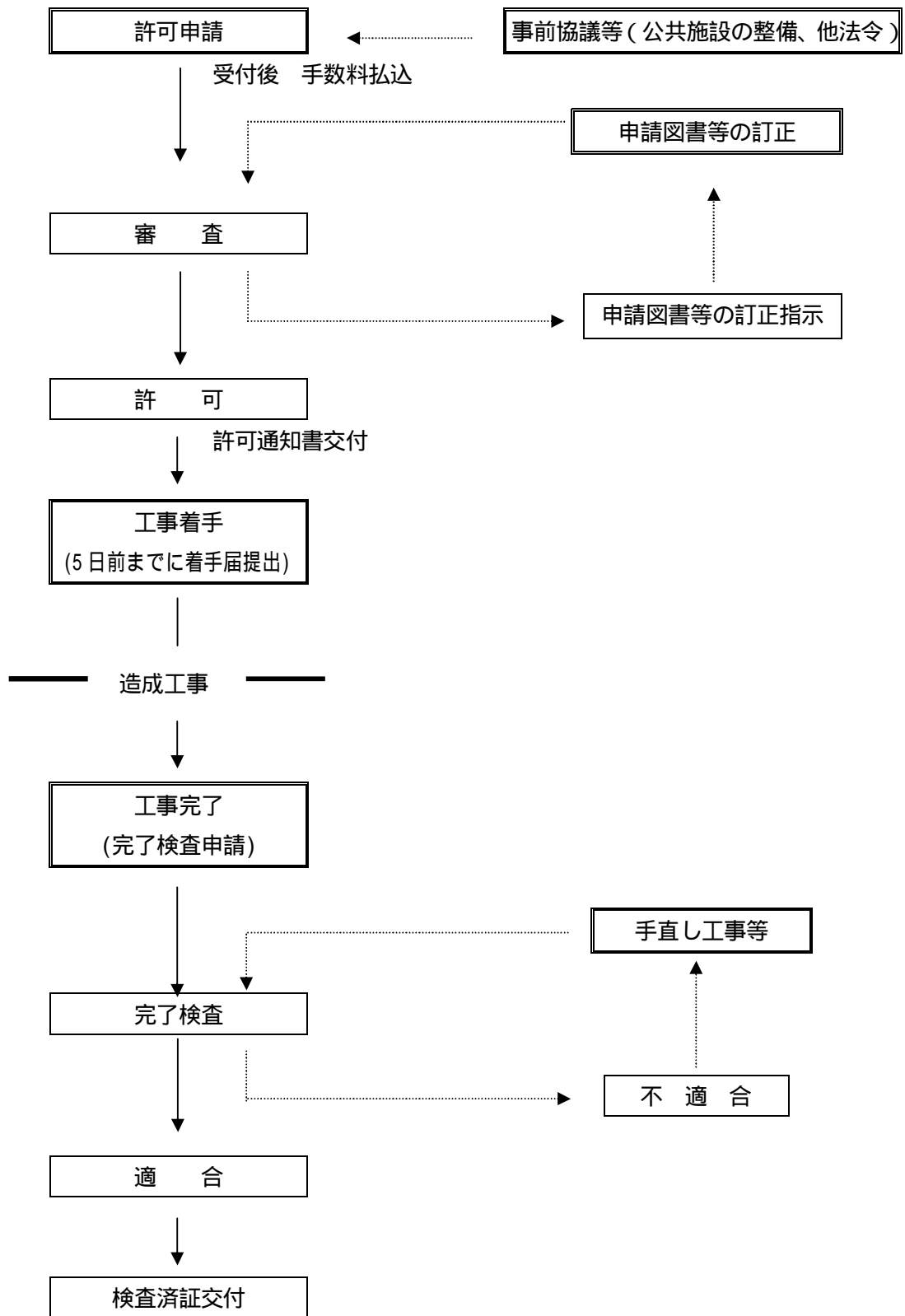
ウ 建築物の配置図

エ 建築物の平面図

オ 建築物の立面図

カ 上記のいずれかに該当していることを証する書面

### 3 許可申請の手続フロー



注) 申請書の提出部数は正本1部、副本1部とする。

#### 4 宅地造成に関する工事の許可申請に必要な書類・図面

##### (1) 関係書類一覧表

番号	申請書類の名称等	添 付 書 類	備 考
1	宅地造成に関する工事の許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状</li> <li>・印鑑証明書（法人の場合は資格印鑑証明）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成主が申請手続きその他を他人に委任する場合（造成主が複数で代表一人に絞る場合を含む）は委任状を添付すること</li> </ul>
2	設計説明書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の整備を行う場合に必要</li> </ul>
3	設計者の資格に関する調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証明書</li> <li>・資格・免許証の写し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 5m を超える擁壁の設置又は造成面積 1,500 m<sup>2</sup> を超える排水施設を設置する場合に必要</li> </ul>
4	工事施行者の能力調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業登録書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の整備を行う場合に必要</li> </ul>
3	登記事項証明書又は登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地（建物）の登記事項証明書又は登記簿謄本（3か月以内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行区域内全てについて必要です</li> <li>・登記名義人が死亡している場合には、当該物件に係る相続人を確認できる書類を添付すること</li> </ul>
4	土地所有者等工事施行同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者及び抵当権者一覧表</li> <li>・施行同意書（所有権、抵当権）</li> <li>・印鑑証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意書については、所有者ごとに作成すること。</li> <li>・施行区域内の土地、建物又は工作物について施行の妨げとなる権利を有するものの同意書類（所有権、抵当権等）</li> </ul>
5	隣接地、周辺地域等との調整資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接者一覧表</li> <li>・隣接承諾等の調整資料</li> <li>・排水の一次放流先協議書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成工事により直接影響を受ける施行区域外の隣接土地所有者、地元関係者等の調整過程及び結果判断資料</li> </ul>
6	他法令の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他法令の手続状況調書</li> <li>・農地転用許可</li> <li>・道路工事施工承認書</li> <li>・河川工事施工承認書</li> <li>・占用許可書</li> <li>・法定外公共物工事施工承認書</li> <li>・官民境界線の証明書（境界明示）</li> <li>・公用廃止を証する書類（里道・水路）</li> <li>・他法令に基づく許認可の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成に関する工事の許可と同時許可が原則として取り扱われているものもあります</li> </ul>

## (2) 関係図面一覧表

番号	図面の名称	標準縮尺	表示すべき事項	備考
1	位置図	1/2500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、縮尺</li> <li>施行区域の境界</li> <li>区域周辺の主要な公共施設</li> <li>接続先道路及び主要道路の名称</li> <li>河川までの排水経路（青色）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として都市計画基本図を使用すること（住宅地図も参考に添付）</li> <li>相当範囲の外周区域を包括したものであること</li> <li>施行区域の表示は、境界を赤色線で囲み、その内側を着色すること</li> </ul>
2	現況図（地形図）	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、縮尺</li> <li>施行区域の境界</li> <li>施行区域内及びその周辺の道路、河川、水路、その他の公共・公益的施設の名称、位置及び形状。</li> <li>既存画地、家屋及びその他工作物等の位置</li> <li>GH（現況地盤高）</li> <li>B.Mの位置及び高さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実測に基づくものとする</li> <li>相当範囲の外周区域を包括したものであること</li> <li>施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと</li> <li>等高線は2mの標高差を示すものであること</li> </ul>
3	公図の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>施行区域の境界</li> <li>施行区域及びその周辺の町名と地番</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>転写場所、転写年月日、転写者の記名押印をすること</li> <li>施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと</li> <li>公道は茶色、水路は水色、青地は緑色で着色すること</li> <li>字が複数あるときは、合成公図を作成すること</li> </ul>
4	造成計画平面図（宅地の平面図）	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、縮尺、凡例</li> <li>施行区域の境界</li> <li>切土又は盛土を生ずる土地の部分</li> <li>崖、擁壁、法面の位置、形状及び高さ</li> <li>排水施設の位置、形状及び流水方向</li> <li>道路の位置、中心線、幅員、勾配及び延長</li> <li>公園その他の公共施設、公共用の空地の位置形状、名称、計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2「現況図」を使用すること</li> <li>現況線は細く、計画線は太く表示すること</li> <li>施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと</li> <li>切土部分は淡黄色、盛土部分は淡緑色で着色すること</li> <li>擁壁は展開図の照合符号を表示すること</li> </ul>

			<p>高及び面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整池、沈砂池等の位置、形状及び名称</li> <li>土留の位置（地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成計画断面図の縦横断線の位置と符号を表示すること（原則として 20m ピッチとすること）</li> </ul>
5	土地利用計画図（宅地の平面図）	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、縮尺、凡例</li> <li>施行区域の境界</li> <li>施行区域内外の道路の位置、形状及び幅員</li> <li>排水施設の位置、形状及び流水方向</li> <li>計画地盤の流水方向</li> <li>予定建築物等の位置及び敷地の形状及び計画高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況線は細く、計画線は太く表示すること</li> <li>施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと</li> </ul>
6	排水計画平面図（排水施設の平面図）	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、縮尺、凡例</li> <li>施行区域の境界</li> <li>排水施設の名称、位置、延長、種類、形状、材料、内法寸法、流水方向及び勾配</li> <li>吐口の位置、形状及び高さ</li> <li>放流先河川及び水路の名称、断面及び水位（低水位、高水位）</li> <li>計画地盤の流水方向</li> <li>流量計算書との照合符号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況線は細く、計画線は太く表示すること</li> <li>施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと</li> <li>排水流末が遠隔地である場合は、これとの接続（改修計画を必要とする場合は、当該関係区間まで）についての関係図書を添付すること</li> </ul>
7	造成計画断面図（宅地の断面図）	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺</li> <li>施行区域の境界</li> <li>縦横断線の記号</li> <li>切土又は盛土をする前後の地盤面</li> <li>基準線（D.L）</li> <li>崖、段切り、擁壁、道路、河川、水路施設等の位置及び形状</li> <li>法面の形状、高さ、勾配及び土質</li> <li>2方向断面図（縦横）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況線は細く、計画線は太く表示すること</li> <li>施行区域の境界を赤色線で表示すること</li> <li>切土部分は淡黄色、盛土部分は淡緑色で着色すること</li> <li>急勾配の崖面が施行区域外にある場合は、その崖面も記載すること</li> </ul>
8	排水施設構造図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺</li> <li>開渠、暗渠、床止工、護岸工、人孔工、柵工、吐口等の構造断面</li> <li>材料及び品質</li> <li>形状及び寸法</li> <li>鉄筋の位置、径及び配筋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水種別ごとに対照できるように名称を明記すること</li> </ul>
9	崖の断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺</li> <li>断面線番号</li> <li>施行区域の境界</li> <li>現地盤高及び計画地盤高</li> <li>崖の高さ、勾配及び土質（土質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況線は細く、計画線は太く表示すること</li> <li>施行区域の境界を赤色線で表示すること</li> <li>切土部分は淡黄色、盛</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>が2種類以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ)</li> <li>・切土又は盛土をする前の地盤面</li> <li>・崖面の保護の方法</li> <li>・排水施設の位置、形状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土部分は淡緑色で着色すること</li> <li>・切土した場合に生じる2mを超える「崖」、盛土をした場合に生じる1mを超える「崖」及び切土と盛土を同時にした場合に生じる2mを超える「崖」について作成すること。</li> </ul>
10	擁壁構造図 (擁壁の断面図)	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・擁壁の種類、寸法及び勾配</li> <li>・擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>・裏込コンクリートの種類</li> <li>・透水層の位置、材料及び寸法</li> <li>・止水コンクリートの品質及び寸法</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径寸法</li> <li>・擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤、埋戻しの土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法</li> <li>・法面の形状、高さ、勾配及び土質</li> <li>・擁壁の高さ及び根入れ寸法</li> <li>・目地の位置、材料及び寸法</li> <li>・鉄筋の位置、径及び配筋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の種別ごとに対照できるように名称を明記すること</li> </ul>
11	擁壁展開図 (擁壁の背面図)	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・擁壁の高さ、延長、根入れ寸法及び埋戻し線</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成計画平面図の照合符号を表示すること</li> </ul>
12	求積図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・施行区域の境界</li> <li>・施行区域の面積</li> <li>・切土又は盛土を行う土地の面積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積計算書等を添付すること</li> </ul>
その他必要な図面		道路標準断面図、排水計画縦断面図、排水施設区画割図、防災施設計画平面図・防災施設構造図(原則として1ha以上)		

- 注 1 図面の大きさは、原則としてA4判の折り図としてください。
- 2 図面作成に当たって色分けする必要のあるものは、表中に明記してあるもののほか、原則として都市計画標準に従って色分けし、凡例を付けてください。
- 3 図面には設計者の氏名を記載してください。
- 4 1,000 m<sup>2</sup>未満の小規模なものは、図面を兼用してもよい。

## (3) その他計算書等

番号	書類の名称	作成上の注意事項
1	土量計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土量、盛土量、搬入土量及び搬出土量を算定すること。</li> <li>・搬出先を明記すること。</li> </ul>
2	構造物設計計算書及び安定計算書	<p>それぞれの構造施設に対し、宅地防災マニュアル、土木学会、建築学会及び日本道路協会等の定める基準に基づいて算定したものであること。</p> <p>なお、計算過程、引用対象を詳記すること。</p>
3	流量計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域図及び集水区域図を基に、施行区域内における雨水について流水方向別に排水区域図を作成し、集排水系統別に計画流出量を算定すること</li> <li>・放流先の排水施設については、排水能力に関する資料が必要である。</li> <li>・計画上必要な基礎的資料（諸数値）は原則として「都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく技術的基準」の排水施設に関する基準等に掲げる諸数値を使用すること。</li> </ul>
4	防災措置説明書 （原則として1ha以上又は谷埋め高盛土）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事の施工中、完了後を問わず、施行区域及びその周辺の区域に災害等の被害を及ぼさないよう策定した防災施設（工事着手又は施行中に必要な仮設工事及び完了後も永久構造として残存する施設を含む。）を明記すること。</li> <li>・なお、防災施設計画平面図と対照できるものであること。</li> <li>・資材の設置並びに機械の配置及びその防災措置を明記すること。</li> <li>・透水排水、板柵、土留、砂防堰堤、仮排水施設、フトン籠、床止等の防災施設構造図、施設計画に必要とする計画流出量、施設設計計算書、土質調査資料、工事施工工程表を添付すること。</li> <li>・下流施設管理者との協議経過等を記載した書面を添付すること。</li> <li>・その他、防災に関する一切の措置等を記載し、説明したものであること。</li> </ul>
5	土質調査報告書 （必要に応じ提出を求めることがある）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成行為を行うに必要な区域全体が把握できるものであること。</li> </ul> <p>（試験方法は、三軸圧縮試験、一軸圧縮試験及び標準貫入試験等）</p>
6	写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成行為を行うに必要な区域の現況の全景写真とすること</li> <li>・下流施設等の現況写真を添付すること</li> </ul> <p>（放流先の排水施設の寸法がわかるように工夫した写真とすること）</p>



## 5 許可申請手数料

許可申請書時に、下記に掲げる手数料を納付書により納めてください。

### 宅造許可申請手数料

(平成22年4月1日施行)

号	申請内容	手数料の額(円)	
1	法第8条第1項本文の宅地造成工事の許可申請の審査	切土又は盛土をする土地の面積 500㎡以下	12,000
		500㎡を超え 1,000㎡以下	21,000
		1,000㎡を超え 2,000㎡以下	31,000
		2,000㎡を超え 5,000㎡以下	47,000
		5,000㎡を超え 10,000㎡以下	67,000
		10,000㎡を超え 20,000㎡以下	110,000
		20,000㎡を超え 40,000㎡以下	170,000
		40,000㎡を超え 70,000㎡以下	250,000
		70,000㎡を超え 100,000㎡以下	340,000
		100,000㎡を超えるとき	420,000
2	法第12条第1項の宅地造成工事の変更許可申請の審査	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき。 (面積の変更なし)	前号規定額 × 1 / 10
		区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき。 (面積減少)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 × 1 / 10
		設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき。 (面積増加)	増面積に応ずる前号規定額
		区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき。 (面積増加かつ設計変更あり)	変更前の区域面積に応じる前号規定額 × 1 / 10 + 増面積に応じる前号規定額
		その他	10,000
変更許可申請1件につき、上に掲げる額を合算した額。その額が42万円をこえるときは、その手数料の額は42万円			

< 田辺市手数料条例 第2条第39号 >

## 6 許可申請書作成上の注意事項

設計にあたっては、「宅地造成等規制法施行令」及び「田辺市宅地造成等規制法施行細則」の技術的基準並びに下記要領により記入してください。

### (1) 一般

ア 「1の造成主住所氏名」の欄は、原則として地主または工事発注者である。造成主に代わり申請者となる場合は、地主または工事発注者の委任状を添付する。

イ 「3の工事施行者住所氏名」欄の、工事施行者が未定のときは、工事着手前までに決定し届け出てください。(施行細則第3条)

ウ 「4の宅地の所在及び地番」の欄は、土地登記簿と同じ地名地番を詳細に記入する。また、土地区画整理事業内ではブロック番号及び仮換地番号を記入してください。

なお、行為区域が二筆以上にわたる場合は当該地番すべて記入し、当該地番一部が区域内となる場合は、「内一部」と記入してください。

エ 「5の宅地の面積」欄は、「4」の欄の土地の総面積を小数点第三位を四捨五入して、小数点第二位まで記入してください。

オ 「6のイ」欄は、「5」の欄の面積のうち、実際に切土又は盛土をしようとする部分の水平投影面積を記入してください。この面積によって、申請手数料の額が定まります。

カ 「6のハ」擁壁については、許可を要する擁壁のみ記入してください。

(番号) - 計画平面図と対照できるものを記入。

(構造) - 練積擁壁、鉄筋コンクリート(L型、逆T型、逆L型等)擁壁による場合は構造図番号を記入。

(高さ) - 擁壁前面地盤面から天端背面地盤面までの垂直距離(見かけ高さ)を記入し高さが順次変化する場合は、最小高さ~最高高さの範囲で記入。

(延長) - 許可を要する擁壁の施行延長を記入。

キ 「6のニ」排水施設については、以下のとおり記入してください。

(番号) - 排水計画平面図の番号と同一番号を記入。

(種類) - U形溝、L形溝、排水管、柵等を記入。

(内法寸法) - 既製品は呼び名を記入。

(延長) - 排水施設の施行延長を記入。

ク 「6のホ」崖面の保護方法については、施行令第12条に基づく擁壁で覆わないときの保護の方法について記入してください。(例一種子吹付、芝張り、モルタル吹付等)

ケ 「6のヘ」欄は、必要に応じた災害防止措置を記入してください。

(例 - 土留の柵、沈砂柵、防災調整池、仮排水路、がけ面シート被覆等)

コ 「7のその他の必要な事項」の欄は、工事の施行にあたって、他の法令に基づく許認可が必要な場合に、その手続きの状況を記入してください。

(例 - 1. 砂防指定地内行為許可申請中、2. 風致地区内申請中等)

## 7 工事着手から完了までの注意事項

### (1) 工事着工時

- ア 申請者（造成主）は、許可に付加された条件や設計図書を再確認した後、工事施行者等に許可通知書を示して、工事に着手してください。
- イ 現場内の見やすい箇所に宅地造成工事許可標識を掲示してください。
- ウ 道路、河川等の占用や流末処理、隣接地等の相隣関係は工事着手の前に解決しておいでください。

### (2) 工事中

- ア 鉄筋構造物については、コンクリートの塩分試験（和歌山県土木部共通仕様書に準ずる）を行った測定表、コンクリート強度資料及び使用鉄筋のミルシート又は納品書等を作成のこと。

#### イ 工事写真

工事写真により工事施工の状況が確認できない場合は、工事完了検査時に破壊又は掘り返し等検査を行うことがありますので、工事写真により施工確認ができるように、写真台帳を作成し整理してください。

#### (ア) 着手前

#### (イ) 完了後

#### (ウ) 材料（使用材料の形状寸法）

#### (I) 工種別

- a 土工 作業状況（作業機械）のり面状況、土質変化の位置明示等（床堀、置換工、段切、まき出し厚）
- b 基礎工 施工状況、設置材の形状寸法。
- c 構造物 石積擁壁工（裏込コンクリートを含む）および透水層の状況。  
（注）基礎から1m増すごとに撮影する。
- d 鉄筋コンクリート擁壁の断面計算を行った箇所についてそれぞれ撮影し、配筋状況については、主鉄筋、用心鉄筋別にする。
- e 排水

擁壁背面（水抜き穴の設置状況及び裏込を含む）及び埋設構造物に付属するもの。

（注）写真撮影時は、すべて測定器具をあて、構造物等の寸法を明確に読み取ることができるようになるとともに、局所的な断面寸とならないよう注意し、標準として20mごとに（断面変化箇所はその都度）断面の測定を撮影すること。

#### (オ) その他の注意事項

- a 写真の大きさはサ - ビス版等とすること。
- b 写真は撮影後ただちに現像、焼付し確認すること。
- c 各写真については、照合、記号及び説明事項を写真台帳に記入すること。  
なお、写真中に数字等を書き込む場合は、赤インクを使用すること。
- d 係員に写真の提出を求められた場合は、すぐ説明できるよう工事現場に写真を常置すること。
- e 完了検査申請の際には、写真も併せて提出すること。

(3) 工事計画の変更

工事中に変更を生ずる場合は、事前に計画課の担当係員と打合せしてください。

ア 工事変更許可申請

工事中に工事計画の変更する場合は、下記の軽微な変更を除き、変更許可申請をしてください。

イ 軽微な変更届

(ア) 造成主、設計者又は工事施行者の住所氏名の変更のとき。

(イ) 工事の着工予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更のとき。

ウ 田辺市宅地造成等規制法施行細則による届出事項

工事を中止し(排水施設工事を含む)取りやめ、又は再開するとき。

(4) 工事完了

宅地造成に関する工事が完了したときは、工事完了検査申請書を提出して完了検査を受けなければなりません。

ア 工事完了検査申請を提出するとき、許可内容と不一致がないか確認のうえ申請のこと。

(ア) 工事完了検査申請書

(イ) 出来形図(工種別に色分け、延長、断面、高さ、写真番号等記入)及び図書

(ウ) 工事写真一式

(エ) その他必要図書

イ 工事完了検査の結果、その工事が技術的基準に適合していると認めた場合は、市長は検査済証を交付します。

なお、検査を受けないとき、許可どおりの工事をしていないとき、未許可で工事をしたときなどは、宅地の使用禁止、工事中止、工事やり直し等の措置を受ける場合があります。

(5) 工事の一部完了

長期間にわたる大規模団地等造成工事の場合は、工区単位の完成についての諸条件を満たすときは、その一部について完了検査を受けることができます。

# 宅地造成に関する工事の技術基準

宅地造成等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に関して、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年 1 月 30 日政令第 16 号）、宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年 2 月 20 日建設省令第 3 号）及び田辺市宅地造成等規制法施行細則（平成 22 年 3 月 31 日田辺市規則第 17 号）により必要な事項を定めています。

また、宅地造成等規制法の許可を要する工事に伴う技術的基準及び防災措置に関する基本的な考え方や具体的な手法等については、「都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく技術的基準（運用手引き）」及び「宅地防災マニュアル」を活用してください。



# 参 考 資 料

- 1 申請書等の様式
- 2 宅地造成等規制法
- 3 宅地造成等規制法施行令
- 4 宅地造成等規制法施行細則
- 5 田辺市宅地造成等規制法施行細則
- 6 公共施設等の引継ぎに関する基準
- 7 宅地造成工事規制区域図





# 1 申請書等の様式

宅地造成に関する工事の許可申請書（法第 8 条）	別記様式第二	.....	31
宅地造成に関する工事の許可通知書（法第 8 条）	別記様式第二	.....	32
宅地造成に関する工事の施行同意書（細則第 2 条）	別記第 3 号様式	.....	33
宅地造成等規制法施行令第 16 条に掲げる措置に係る工事の 設計者の資格に関する調書（細則第 2 条）	別記第 4 号様式	.....	35
宅地造成工事に関する工事着手届（細則第 3 条）	別記第 5 号様式	.....	36
宅地造成工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の 建設承認申請書（細則第 9 条）	別記第 14 号様式	.....	37
宅地造成工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の 建設承認通知書（細則第 9 条）	別記第 15 号様式	.....	38
宅地造成に関する工事の変更許可申請書（細則第 4 条）	別記第 6 号様式	.....	39
宅地造成に関する工事の変更許可通知書（細則第 4 条）	別記第 6 号様式	.....	40
宅地造成に関する工事の変更届出書（細則第 4 条）	別記第 7 号様式	.....	41
許可工事の中止・再開・廃止届（細則第 5 条）	別記第 8 号様式	.....	42
宅地造成工事許可標識（細則第 7 条）	別記第 9 号様式	.....	43
宅地造成に関する工事の協議書（細則第 10 条）	別記第 10 号様式	.....	44
宅地造成に関する工事の協議同意通知書（細則第 10 条）	別記第 10 号様式	.....	45
宅地造成に関する工事の変更協議書（細則第 11 条）	別記第 11 号様式	.....	46
宅地造成に関する工事の変更協議同意通知書（細則第 11 条）	別記第 11 号様式	.....	47
宅地造成工事の一部完了検査申請書（細則第 8 条）	別記第 12 号様式	.....	48
宅地造成工事の一部検査済証（細則第 8 条）	別記第 13 号様式	.....	49
宅地造成に関する工事の完了検査申請書（法第 13 条）	別記様式第三	.....	50
宅地造成に関する工事の検査済証（法第 9 条）	別記様式第四	.....	51
届出書（法第 15 条）	別記様式第五	.....	52
届出書（法第 15 条）	別記様式第六	.....	53
届出書（法第 15 条）	別記様式第七	.....	54
裁決申請書（法第 7 条）	別記様式第一	.....	55
障害物の伐採及び土地の試掘等の許可証（法第 5 条）	別記第 2 号様式	.....	56
他方令等の手続状況調書	参考様式第 1 号	.....	57
開発等事前相談申請書	参考様式第 2 号	.....	58
開発等事前相談回答書	参考様式第 2 号	.....	59
設計説明書	参考様式第 4 号	.....	60



# 宅地造成に関する工事の許可申請書

正

宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可を申請します。		手数料欄		
年 月 日				
田辺市長 あて				
申請者 氏名		印		
1	造成主住所氏名	(電話)		
2	設計者住所氏名	(電話)		
3	工事施行者住所氏名	(電話)		
4	宅地の所在及び地番			
5	宅地の面積	平方メートル		
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メ - トル		
	ロ 切土又は盛土の土量	切 土	立法メ - トル	
		盛 土	立法メ - トル	
	ハ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ メートル
				延 長 メートル
	ニ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法 センチメートル
				延 長 メートル
	ホ 崖面の保護の方法			
ヘ 工事中危害防止のための措置				
ト その他の措置				
チ 工事着手予定年月日	年	月	日	
リ 工事完了予定年月日	年	月	日	
ヌ 工程の概要				
7	その他必要な事項			
受 付 欄		決 裁 欄		
年 月 日		許可に当たって付した条件		
第 号		許可番号欄		
係員印		年 月 日		
係員印		第 号		
係員印		係員印		

# 宅地造成に関する工事の許可通知書

副

許可通知欄	この申請書及び添付図書に記載する宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。				
	指令田計 第 号 年 月 日 田辺市長 印				
条件	本工事の施工は田辺市宅地造成工事示方書により施工すること。 別紙指示事項				
1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	平方メートル			
工事の概要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	立法メートル		
		盛土	立法メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
	ニ 排水施設	番号	種類	内法寸法 センチメートル	延長 メートル
	ホ 崖面の保護の方法				
ヘ 工事中危害防止のための措置					
ト その他の措置					
チ 工事着手予定年月日	年 月 日				
リ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ヌ 工程の概要					
7	その他必要な事項	許可番号			
〔注意〕					
1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可は不要となります。					
2 印のある欄は記入しないでください。					
3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、印を付けてください。					
4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。					
5 7欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					
6 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。					

## 宅地造成に関する工事の施行同意書

年 月 日

造成主  
氏名又は名称

様

土地所有者  
住 所  
氏 名 印

私が権利を有する次の物件について、宅地造成等規制法の規定により宅地造成に関する工事を行うことに同意します。

なお、当該物件の一部が公共施設の用に供する土地となった場合についても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類	摘要

宅地造成に関する工事の区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	権利の種類別	権利者の氏名 又は名称	同意の 有 無	摘 要

- 注 1. 物件の種類欄には、土地、建物等の別を記入すること。  
 2. 権利の種類別欄には、所有権、抵当権等の別を記入すること。  
 3. 同意の有無欄には、協議中であればその旨を記入し、その経過を摘要欄に記入すること。  
 4. 2人以上の権利がある場合、その旨を記入すること。

別記第4号様式 (細則第2条関係)

宅地造成等規制法施行令第16条に掲げる措置に係る工事の設計者の資格に関する調書				
ふりがな			生年月日	年 月 日
氏名				
住所	(電話番号)			
技術士・建築士等の資格	資格内容	取得年月日		登録番号
最終学歴	年 月 日 卒業・中退			
	学校名	学科名	修業年数	年
実務経歴	勤務先	所在地	職名	在職期間
設計経歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面積
宅地造成等規制法施行令第17条の該当資格			1号 2号 3号	
			4号 5号	
注 1 実務経歴及び設計経歴には、宅地開発のみについて記入すること。				
注 2 技術士等の資格の証明書、卒業証明書、実務経歴等の証明書を添付すること。				

# 宅地造成工事に関する工事着手届

年 月 日

田辺市長 あて

造成主 住 所  
氏 名 印

宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項本文の規定により許可を受けた宅地造成工事に着手するので、田辺市宅地造成等規制法施行細則(平成 22 年田辺市規則第 17 号)第 3 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
宅地の所在及び地番	
工事着手年月日	
工事施行者住所氏名	
工事現場管理者	住所氏名
	連絡場所
	資格、免許等
主任技術者	住所氏名
	連絡場所
	資格、免許等
受付処理欄	

申請代理者住所氏名	(電話番号)
-----------	--------

備考 印のある欄は、記入しないこと。



別記第 14 号様式(細則第 9 条関係)

宅地造成工事完了前の建築物の建築又は特定工  
作物の建設承認申請書

年 月 日

田辺市長 あて

申請者 住 所

氏 名

印

宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項本文の規定により許可を受け  
た宅地造成工事の完了前に〔建築物の建築  
特定工作物の建設〕をしたいので、田辺市宅地造成等規制  
法施行細則(平成 22 年田辺市規則第 17 号)第 9 条第 2 項の規定により承認申請します。

記

許可を受けた 工事の概要 宅地造成	許可を受けた者の住所氏名	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	宅地の所在及び地番	
	工事施行者住所氏名	
	工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	工 事 の 進 捗 状 況	
建築物の建設 又は特定工 作物の概要	建築又は建設主の住所氏名	
	建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番	
	建築面積又は建設面積及びこれらの延べ面積	
	用 途	
	構 造 及 び 規 模	
	工 期	
宅地造成工事完了前に建築物等の建築又は建設を必要とする理由		
承 認 番 号	年 月 日 第 号	
指 示 事 項		

申請代理者住所氏名	(電話番号)
-----------	--------

備考 印のある欄は、記入しないこと。

宅地造成工事完了前の建築物の建築又は特定工  
作物の建設承認通知書

指令田計 第 号

申請者 住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8  
条第 1 項本文の規定により許可を受けた宅地造成工事に係る当該造成工事完了前の

( 建築物の建築  
特定工作物の建設 ) については、田辺市宅地造成等規制法施行細則(平成 22 年田  
辺市規則第 17 号)第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

田辺市長

印

記

許可を受けた宅地 造成工事の概要	許可を受けた者の住所氏名	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	宅地の所在及び地番	
	工事施行者住所氏名	
	工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
建築物の建築又は特定工作物の建設の概要	建築又は建設主の住所氏名	
	建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番	
	建築面積又は建設面積及びこれらの延べ面積	
	用途	
	構造及び規模	
	工期	
指示事項		

# 宅地造成に関する工事の変更許可申請書

正

宅地造成等規制法第12条第 1 項の規定による許可を申請します。				手数料欄	
年 月 日					
田辺市長 あて					
申請者 氏名				印	
1	造成主住所氏名	(電話番号)			
2	設計者住所氏名	(電話番号)			
3	工事施行者住所氏名	(電話番号)			
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	平方メートル			
工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	平方メ - トル			
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土	立法メ - トル		
		盛 土	立法メ - トル		
	(3) 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(4) 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチメートル	メートル
(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の危害防止のための措置					
(7) その他の措置					
(8) 工程の概要					
7	宅地造成に関する工事の許可番号				
8	変更の理由				
9	その他必要な事項				
受 付 欄		決 裁 欄		許可に当たって付した条件	
年 月 日				許可番号欄	
第 号				年 月 日	
係員印				第 号	
				係員印	

# 宅地造成に関する工事の変更許可通知書

副

許可通知欄	この申請書及び添付図書に記載する宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。				
	指令田計 第 号 年 月 日				
田辺市長 印					
条件 本工事の施工は田辺市宅地造成工事示方書により施工すること。 別紙指示事項					
1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積				平方メートル
工事の概要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積		平方メートル		
	(2) 切土又は盛土の土量	切土	立法メートル		
		盛土	立法メートル		
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
	(4) 排水施設	番号	種類	内法寸法 センチメートル	延長 メートル
(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の危害防止のための措置					
(7) その他の措置					
(8) 工程の概要					
7	宅地造成に関する工事の許可番号				
8	変更の理由				
9	その他必要な事項				許可番号
〔注意〕					
1 印のある欄は記入しないでください。					
2 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。					
3 2の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、印を付けてください。					
4 4の欄、5の欄、6の欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。					
5 9の欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

# 宅地造成に関する工事の変更届出書

年 月 日

田辺市長 あて

造成主 住所  
氏名

印

宅地造成等規制法第12条第2項の規定に基づき、宅地造成に関する工事の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項 ( )	新	
	旧	
2 変更の理由		
3 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	

申請代理者住所氏名	(電話番号)
-----------	--------

- 注 1 1欄の( )については、造成主、設計者、工事施行者、工事の着手予定年月日、工事の完了予定年月日等を記入してください。
- 2 設計者に異動が生じた場合は、許可工事に資格を有することを証明するにたる資料をこの届に添付してください。

中 止  
宅地造成に関する許可工事の 再 開 届  
廃 止

年 月 日

田辺市長 あて

造成主 住所

氏名

印

田辺市宅地造成等規制法施行細則（平成 22 年田辺市規則第 17 号）第 5 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

中 止 再 開 届 廃 止	
中 止 廃 止	後 の 措 置
中 止 再 開 届 廃 止	予 定 年 月 日 年 月 日
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号

申 請 代 理 者 住 所 氏 名	( 電 話 番 号 )
-------------------	-------------

別記第9号様式(細則第7条関係)

宅地造成工事許可標識		許可年月日	年	月	日
		許可番号	第	号	
造成主住所・氏名					
工事場所の所在及び地番					
工事施行者住所・氏名					
設計者氏名					
工事現場管理者氏名					
施行面積	m <sup>2</sup>				
工事着手予定年月日	年 月 日				
工事完了予定年月日	年 月 日				



- (備考)
- 1 この標識は、風雨等のために容易に破損し、又は倒壊しないような材料及び構造により作製すること。
  - 2 標識の大きさは、縦80センチメートル以上、横100センチメートル以上、足の長さ80センチメートル以上とすること。

## 宅地造成に関する工事の協議書

正

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第11条の規定により宅地造成に関する工事の協議をします。						
年 月 日  田辺市長 あて						
申請者 氏名					印	
1	造成主住所氏名	(電話番号)				
2	設計者住所氏名	(電話番号)				
3	工事施行者住所氏名	(電話番号)				
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積	平方メートル				
6 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	平方メ - トル				
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土				立法メ - トル
		盛 土				立法メ - トル
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	(4) 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
				センチメートル	メートル	
	(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中危害防止のための措置						
(7) その他の措置						
(8) 工事着手予定年月日	年 月 日					
(9) 工事完了予定年月日	年 月 日					
(10) 工程の概要						
7	その他必要な事項					
受 付 欄		決 裁 欄			協議成立番号欄	
年 月 日					年 月 日	
第 号					第 号	
係員印					係員印	



# 宅地造成に関する工事の協議同意通知書

副

協議同意通知欄	この申出書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して協議に同意しましたので、田辺市宅地造成等規制法施行細則（平成22年田辺市規則第17号）第10条第2項の規定により通知します。				
	協議同意番号	第	号		
	年	月	日		
	条件	本工事の施工は田辺市宅地造成工事示方書により施工すること。			田辺市長
	別紙指示事項				印
1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	平方メートル			
工事の概要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	(2) 切土又は盛土の土量	切土	立法メートル		
		盛土	立法メートル		
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	(4) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチメートル	メートル
	(5) 崖面の保護の方法				
(6) 工事中危害防止のための措置					
(7) その他の措置					
(8) 工事着手予定年月日					
(9) 工事完了予定年月日					
(10) 工程の概要					
7	その他必要な事項				
〔注意〕					
1 印のある欄は記入しないでください。					
2 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。					
3 2の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、印を付けてください。					
4 3の欄は、未定のときは定まってから工事着手前に届けてください。					
5 7の欄は、他の法令の許可、認可等を要する場合においてだけ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。					

## 宅地造成に関する工事の変更協議書

正

田辺市宅地造成等規制法施行細則（平成22年田辺市規則第17号）第11条の規定により宅地造成に関する工事の協議をします。						
年 月 日  田辺市長 あて						
申請者 氏名				印		
1	造成主住所氏名	(電話番号)				
2	設計者住所氏名	(電話番号)				
3	工事施行者住所氏名	(電話番号)				
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積	平方メートル				
工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	平方メ - トル				
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土				立法メ - トル
		盛 土				立法メ - トル
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	(4) 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
				センチメートル	センチメートル	
	(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中危害防止のための措置						
(7) その他の措置						
(8) 工程の概要						
7	宅地造成工事に関する工事の協議成立番号					
8	変更の理由					
9	その他必要な事項					
受 付 欄		決 裁 欄		協議成立番号欄		
年 月 日				年 月 日		
第 号				第 号		
係員印				係員印		

# 宅地造成に関する工事の変更協議同意通知書

副

協議 同意 通知 欄	この申出書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して協議に同意しましたので、田辺市宅地造成等規制法施行細則（平成22年田辺市規則第17号）第11条第2項の規定により通知します。				
	変更協議同意番号 第 号		年 月 日		田辺市長 印
条件					
1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積 <span style="float:right">平方メートル</span>				
工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	<span style="float:right">平方メ - トル</span>			
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土	<span style="float:right">立法メ - トル</span>		
		盛 土	<span style="float:right">立法メ - トル</span>		
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(4) 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチメートル	センチメートル
(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中危害防止のための措置					
(7) その他の措置					
(8) 工程の概要					
7	宅地造成工事に関する工事の協議成立番号				
8	変更の理由				
9	その他必要な事項				
〔注意〕					
1 印のある欄は記入しないでください。					
2 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。					
3 2の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、印を付けてください。					
4 4の欄、5の欄、6欄のは、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。					
5 9の欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					



## 宅地造成工事の一部検査済証

第 年 月 日 号

造成主 様

田辺市長 印

下記の宅地造成に係る工事は、添付図面に明示した部分について検査の結果、宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 9 条第 1 項の規定に適合していることを証明する。

### 記

- 1 許可年月日及び番号
- 2 検査した土地の所在及び地番
- 3 造成主 住所  
氏名
- 4 工事一部完了検査年月日
- 5 検査員職氏名印

# 宅地造成に関する工事の完了検査申請書

宅地造成等規制法第13条第1項の規定による検査を申請します。

受付欄  
年 月 日  
第 号

年 月 日

田辺市長 あて

造成主 住所  
氏名 印

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	
(注意) 1 印のある欄は記入しないで下さい。 2 造成主又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。	

## 宅地造成に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

田辺市長 印

下記の宅地造成に係る工事は、検査の結果、宅地造成等規制法第9条第1項の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 を し た 土 地 の 所 在 及 び 地 番	
4 造 成 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名 印	印

# 届 出 書

年 月 日

田辺市長 あて

造成主 住所  
氏名

印

宅地造成等規制法第 15 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事をしている土地の所在及び地番	
2 工事をしている土地の面積	平方メートル
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日
5 工事の進捗状況	

〔注意〕 造成主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。



# 届 出 書

年 月 日

田辺市長 あて

造成主 住所  
氏名

印

宅地造成等規制法第 15 条第 2 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在及び地番	
2 行おうとする工事の種類及び内容	
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 造成主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

# 届 出 書

年 月 日

田辺市長 あて

造成主 住所  
氏名

印

宅地造成等規制法第 15 条第 3 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 転用した土地の所在 及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕 造成主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

## 裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所  
氏名  
相手方 住所  
氏名

宅地造成等規制法第7条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所  
氏名

印

殿

〔注意〕

- 1 「損失の事実」について、発生場所及び時期をあわせて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

## 障害物の伐除及び土地の試掘等の許可証

第 号  
年 月 日

様

田辺市長 印

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第 5 条第 1 項の規定により下記のとおり許可する。

記

- 1 行為目的
- 2 行為場所
- 3 行為内容
- 4 行為期間
- 5 責任者職氏名

参考様式第 1 号

他法令等の手続状況調書

規 制 等 の 内 容			摘 要
都市 計画	都市計画区域	内 外	用途地域の名称：
	都市計画施設	有 無	
建築 基準 法	接道要件	適 否	
	隣接するみなし道路	有 無	
	予定建築物等の用途	適 否	
文化 財	史跡・名勝・天然記念物	内 外	
	埋蔵文化財包蔵地	内 外	
農 地	農業振興地域	内 外	
	農用地	内 外	
森 林	保安林	内 外	
	地域森林計画対象民有林	内 外	
自然 公園	自然公園区域	内 外	
防 災	宅地造成等規制区域	内 外	
	河川区域	内 外	
	急傾斜地崩壊危険区域	内 外	
	砂防指定地	内 外	
	地すべり防止区域	内 外	
	災害危険区域	内 外	
その他の法令による規制		有 無	

摘要欄には、他法令による規制がある場合に、その手続きの状況を記入し、その状況を示す書類を添付して下さい。

開発等事前相談申請書

年 月 日

田 辺 市 建 設 部

計 画 課 長 あて

住 所

申請者

氏 名

連絡先

次の事項について事前相談を申請します。

相談内容 の 概 要	都市計画法に係る開発許可制度に関すること		宅地造成等規制法に関すること		
	1 法第29条第1項に規定する開発許可等の要否について		1 法第8条第1項に規定する宅地造成工事の許可の要否について		
	2 法第33条第1項第 号に規定する技術基準について				
	3 開発行為等に関するその他の事項		2 宅地造成行為に関するその他の事項		
予定建築物等の計画の概要	予定建築物等の用途		予定建築物等の規模（階数、延べ床面積等）		
相談内容 又は 相談理由					
申請地	所在地		地目	地積(m <sup>2</sup> )	実測面積(m <sup>2</sup> )
	田辺市				
区域種別	都市計画区域 内 外		宅地造成工事規制区域 内 外		

受付欄	注) 1 相談内容の概要の欄は、相談内容が該当する項目の数字に 印をしてください。 2 予定建築物等の計画の欄は、相談内容により記入する必要がない場合にあっては空白に申請時点で未定である場合にあっては「未定」と記入してください。 3 相談内容又は相談理由の欄には、相談内容に係る行為をしようとする理由及びその内容等を具体的に記入してください。 4 申請地の欄は、相談内容により記入する必要がないときは空白にしておいてください。 5 申請地の区域種別の欄は、該当するところにレ点をつけてください。 6 印のある欄には記入しないでください。
年 月 日	
第 号	

開発等事前相談回答書

第 号  
平成 年 月 日

様

田 辺 市 建 設 部  
計 画 課 長

平成 年 月 日 第 号 受付の  
相談申請書の内容について、次のとおり回答します。

- 1 当該回答は、申請内容に変更が合った場合、法令等の改正があった場合等においては無効となる場合があります。この場合は再申請を行い回答を受ける必要があります。
- 2 当該回答は、あくまで申請者の相談に回答するものでありますので、許可を受けられることの証明等に用いることができるものではありません。

## 設 計 説 明 書 ( その 1 )

開発区域 ( 工区 ) の名称				申請者 氏 名				
予定戸数		戸	計画人口	人	人口密度	人 / ha		
設計の方針	目 的							
	方 針							
地域地区等	都市計画区域	内外	用途地域等					
	宅地造成等 規制区域	内外	その他					
土地の現況	地 目	区 分	宅 地	農 地	山 林	国 有 地	そ の 他	合 計
		面 積 ( m <sup>2</sup> )						
		比 率						
	所有者別	区 分	自己所有	買収予定	地主還元	そ の 他	合 計	
		面 積 ( m <sup>2</sup> )						
		比 率						
土地の利用計画	区 分	一般宅地	公益施設	公園等	道 路	そ の 他	合 計	
	面 積 ( m <sup>2</sup> )							
	比 率							
公共施設の整備計画	種 類	計 画 概 要					管理予定者	
	道 路	幅員	全長	勾配	路面			
	排 水 施 設	方 法	放流先	構 造	管 理 者			
	給 水 施 設							
	ガ ス 供 給 施 設							
	公 園、緑地、広場							
	消 防 施 設							
	公 益 的 施 設							
そ の 他								

- 注 1. 設計の方針欄には、計画上周辺との関連や施工地の問題で特に注意した事項を記入すること。  
 2. 公共施設の整備計画欄の公益的施設には、都市計画法第 29 条第 3 号及び都市計画法施行令第 27 条の公益的施設について記入すること。  
 3. 地域地区欄については、都市計画区域及び宅地造成等規制区域のうち当該土地の該当するものを  で囲むこと。



## 設 計 説 明 書 (その2 公共施設の整備計画)

公共施設の種類	番 号	概 要			管 理 者	用地の帰属	摘 要
		幅 員	延 長	面 積			

- 注 1. この欄は、法第4条第10項に定める公共施設を記入すること。  
 2. 摘要欄は、費用負担の状況を記入すること。  
 3. 実測図に基づく公共施設の新旧対象図を添付すること。  
 4. 番号は、図面記載の番号と一致させること。



## 2 宅地造成等規制法



## 宅地造成等規制法

(昭和三十六年十一月七日)

(法律第百九十一号)

### 沿革

昭和37年 9月15日号外法律第161号〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律二五四条による改正〕

昭和39年 7月 9日法律第160号〔住宅地造成事業に関する法律附則四項による改正〕

昭和43年 6月15日号外法律第101号〔都市計画法施行法五二条による改正〕

昭和53年 5月 1日号外法律第38号〔地方交付税法等の一部を改正する法律四条による改正〕

昭和56年 5月30日号外法律第58号〔地方交付税法等の一部を改正する法律一二条による改正〕

昭和59年 5月25日号外法律第47号〔地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律八条による改正〕

平成 3年 5月21日号外法律第79号〔行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律四条による改正〕

平成 5年11月12日号外法律第89号〔行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律三三七条による改正〕

平成 6年 6月29日号外法律第49号〔地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律二〇条による改正〕

平成11年 7月16日号外法律第87号〔地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律四二七条による改正〕

平成11年12月22日号外法律第160号〔中央省庁等改革関係法施行法一一二八条による改正〕

平成18年 4月 1日号外法律第30号〔宅地造成等規制法等の一部を改正する法律一条による改正〕

宅地造成等規制法をここに公布する。

### 宅地造成等規制法

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 宅地造成工事規制区域(第三条 第七条)

第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制(第八条 第十九条)

第四章 造成宅地防災区域(第二十条)

第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置(第二十一条 第二十三条)

第六章 雑則(第二十四条 第二十六条)

第七章 罰則(第二十七条 第三十一条)

#### 附則

第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、宅地造成に伴う崖がけ崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制

を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(平一八法三〇・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの(宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。)をいう。
- 三 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 四 設計 その者の責任において、設計図書(宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。))及び仕様書をいう。)を作成することをいう。
- 五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 七 造成宅地 宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。

(平一八法三〇・一部改正)

## 第二章 宅地造成工事規制区域

(宅地造成工事規制区域)

第三条 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「特例市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。第二十四条を除き、以下同じ。)は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

- 2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。
- 4 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(平三法七九・平六法四九・平一一法八七・平一一法一六〇・平一八法三〇・一部改正)

(測量又は調査のための土地の立入り)

第四条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定のため

他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(平三法七九・一部改正)

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第五条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(平三法七九・平六法四九・平一一法八七・一部改正)

(証明書等の携帯)

第六条 第四条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

- 2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
- 3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しな

ければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第七条 都道府県(指定都市、中核市又は特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市。以下この条及び第九条において同じ。)は、第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(平三法七九・平六法四九・平一一法八七・一部改正)

第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制

(平一八法三〇・改称)

(宅地造成に関する工事の許可)

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(昭三九法一六〇・昭四三法一〇一・平一一法一六〇・平一八法三〇・一部改正)

(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

第九条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(平一八法三〇・一部改正)

(許可又は不許可の通知)

第十条 都道府県知事は、第八条第一項本文の許可の申請があつた場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。



- 2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。  
(平五法八九・平一八法三〇・一部改正)

(国又は都道府県の特例)

第十一条 国又は都道府県(指定都市、中核市又は特例市の区域内においては、それぞれ指定都市、中核市又は特例市を含む。以下この条において同じ。)が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八条第一項本文の許可があつたものとみなす。

(平六法四九・平一一法八七・平一八法三〇・一部改正)

(変更の許可等)

第十二条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第八条第一項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第八条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、第一項の許可について準用する。
- 4 第一項又は第二項の場合における次条の規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第八条第一項本文の許可の内容とみなす。

(平一八法三〇・追加)

(工事完了の検査)

第十三条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第九条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済証を第八条第一項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

(昭三九法一六〇・昭四三法一〇一・平一一法一六〇・一部改正、平一八法三〇・旧第十二条線下・一部改正)

(監督処分)

第十四条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事で、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地

造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けずに宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、同項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、第二項又は第三項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(平五法八九・一部改正、平一八法三〇・旧第十三条繰下・一部改正)

#### (工事等の届出)

第十五条 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があつた日から二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の十四日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した者(第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から十四日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(平一一法一六〇・一部改正、平一八法三〇・旧第十四条繰下・一部改正)

#### (宅地の保全等)

第十六条 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成(宅地造成工事規制区域の指定前に行われたものを含む。以下次項、次条第一項及び第二十四条において同じ。)に伴う災害が生じないように、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必

要があると認める場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(平一八法三〇・旧第十五条繰下・一部改正)

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(以下この項において「宅地所有者等」という。)以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によつて前項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平五法八九・一部改正、平一八法三〇・旧第十六条繰下・一部改正)

(立入検査)

第十八条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

2 第六条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平五法八九・一部改正、平一八法三〇・旧第十七条繰下・一部改正)

(報告の徴取)

第十九条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

(平一八法三〇・旧第十八条繰下・一部改正)

#### 第四章 造成宅地防災区域

(平一八法三〇・追加)

第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生

のおそれが大きい一団の造成宅地(これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。)の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
- 3 第三条第二項から第四項まで及び第四条から第七条までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

(平一八法三〇・追加)

#### 第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

(平一八法三〇・追加)

(災害の防止のための措置)

第二十一条 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第一項の災害が生じないように、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第一項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、その造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(平一八法三〇・追加)

(改善命令)

第二十二条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第二十条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、同項の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(以下この項において「造成宅地所有者等」という。)以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によつて第二十条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

- 3 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一八法三〇・追加)

(準用)

第二十三条 第十八条の規定は都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が前条第一項又

は第二項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第十九条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

(平一八法三〇・追加)

#### 第六章 雑則

(平一八法三〇・旧第四章繰下)

(市町村長の意見の申出)

第二十四条 市町村長は、宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

(平一八法三〇・旧第二十条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第二十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平一一法一六〇・全改、平一八法三〇・旧第二十一条繰下)

(政令への委任)

第二十六条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(平一八法三〇・旧第二十二条繰下)

#### 第七章 罰則

(平一八法三〇・旧第五章繰下)

第二十七条 第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平五法八九・一部改正、平一八法三〇・旧第二十三条繰下・一部改正)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者
- 二 第五条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つた者
- 三 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、宅地造成に関する工事をした造成主
- 四 第九条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行された場合における当該宅地造成に関する工事の設計をした者(設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行したときは、当該工事施行者)
- 五 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第十七条第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

七 第十八条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
(平一八法三〇・旧第二十四条繰下・一部改正)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第四項後段の規定による都道府県知事の命令に違反した者
- 二 第十九条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
(平五法八九・一部改正、平一八法三〇・旧第二十五条繰下・一部改正)

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。  
(平一八法三〇・旧第二十六条繰下)

第三十一条 第十二条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。  
(平一八法三〇・追加)

#### 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(昭和三十七年政令第一五号で昭和三十七年二月一日から施行)

#### 附 則 (昭和三十七年九月一五日法律第一六一号) 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の判決、決定その他の処分(以下「判決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる判決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての判決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三九年七月九日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(昭和三九年政令第三一三号で昭和三九年一〇月一日から施行)

都市計画法施行法(昭和四三法律一〇一)抄  
(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 第七条の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律第二条第二項に規定する住宅地造成事業については、前条の規定による改正後の租税特別措置法第三十八条の十三第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 前条の規定による宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置については、第四十三条の規定の例による。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第一〇一号) 抄  
この法律(第一条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。  
(施行の日 = 昭和四四年六月一四日)

附 則 (昭和五三年五月一日法律第三八号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月三〇日法律第五八号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月二五日法律第四七号)  
この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成三年五月二一日法律第七九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第四条及び附則第二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で

## 定める日

(平成三年政令第二二三号で平成三年八月一日から施行)

(宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地造成等規制法(以下この条において「旧法」という。)第三条第一項の規定による申出がされている市街地又は市街地になろうとする土地の区域に対する宅地造成工事規制区域の指定に関しては、なお従前の例による。

2 前項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定は、第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則 (平成五年十一月二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成六年一〇月一日)

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、



政令で定める。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄  
(施行期日)

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

(第二編第十二章の改正規定の施行の日 = 平成七年四月一日)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がさ

れていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一八年四月一日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四条の規定(住宅金融公庫法第十七条第八項の改正規定を除く。)並びに第五条並びに附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

(平成一八年政令第三〇九号で平成一八年九月三〇日から施行)

(宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法(以下この条におい

て「旧法」という。)第三条第一項の規定により指定されている宅地造成工事規制区域は、第一条の規定による改正後の宅地造成等規制法(以下この条において「新法」という。)第三条第一項の規定により指定された宅地造成工事規制区域とみなす。

- 2 新法第八条第一項ただし書の規定は、第二条の規定による改正前の都市計画法(以下「旧都市計画法」という。)第二十九条第一項若しくは第二項の許可又は次条の規定によりその基準についてなお従前の例によることとされる第二条の規定による改正後の都市計画法(以下「新都市計画法」という。)第二十九条第一項若しくは第二項の許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、適用しない。
- 3 施行日前に旧法第八条第一項の規定によりされた宅地造成に関する工事の計画の変更の許可(以下この項において「旧法による変更許可」という。)又は旧法による変更許可の申請は当該変更が新法第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更の場合以外の場合には同項の規定によりされた許可又は同項の許可の申請とみなし、旧法による変更許可の申請は当該変更が同項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更の場合には同条第二項の規定によりされた変更の届出とみなす。
- 4 施行日前に旧法第十六条の規定によりされた命令は、新法第十七条の規定によりされた命令とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### 3 宅地造成等規制施行令



宅地造成等規制法施行令

(昭和三十七年一月三十日)

(政令第十六号)

沿革

昭和40年 2月12日政令第15号〔第一次改正〕

昭和45年12月 2日政令第333号〔建築基準法施行令の一部を改正する政令附則一〇項による改正〕

昭和53年 5月30日政令第205号〔第二次改正〕

昭和55年 7月14日政令第196号〔建築基準法施行令の一部を改正する政令附則二項による改正〕

昭和56年 4月24日政令第144号〔都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令附則五項による改正〕

昭和56年 7月 7日政令第248号〔建築基準法施行令等の一部を改正する政令二条による改正〕

昭和59年 6月29日政令第231号〔建築基準法施行令等の一部を改正する政令三条による改正〕

昭和62年 3月25日政令第57号〔測量法施行令等の一部を改正する政令七条による改正〕

昭和62年10月 6日政令第348号〔建築基準法施行令の一部を改正する政令附則四項による改正〕

平成 3年 3月13日政令第25号〔測量法施行令等の一部を改正する政令八条による改正〕

平成 6年 3月24日号外政令第69号〔測量法施行令等の一部を改正する政令八条による改正〕

平成 6年 9月19日政令第303号〔行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に

関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令八一条による改正〕

平成 6年12月21日号外政令第398号〔地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令一二条による改正〕

平成 9年 3月26日号外政令第74号〔測量法施行令等の一部を改正する政令九条による改正〕

平成10年10月30日号外政令第351号〔学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令五二条による改正〕

平成11年 1月13日号外政令第5号〔建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令五条による改正〕

平成11年11月10日号外政令第352号〔地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う建設省関係政令の整備等に関する政令二四条による改正〕

平成12年 4月26日号外政令第211号〔建築基準法施行令の一部を改正する政令附則八条による改正〕

平成12年 6月 7日号外政令第312号〔中央省庁等改革のための国土交通省関係政令等の整備に関する政令七五条による改正〕

平成18年 9月22日政令第310号〔宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令一条による改正〕

宅地造成等規制法施行令をここに公布する。

#### 宅地造成等規制法施行令

内閣は、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第二条第一号及び第二号、第七条第三項、第九条、第十四条第二項、第十九条並びに第二十二條の規定に基づき、この政令を制定する。

#### 目次

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 宅地造成に関する工事の技術的基準(第四条 第十五条)

第三章 設計者及び届出を要する工事(第十六条 第十八条)

第四章 造成宅地防災区域の指定の基準(第十九条)

第五章 雑則(第二十条 第二十四条)

#### 附則

第一章 総則

#### (定義等)

第一条 この政令(第三条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

2 この政令において、「崖がけ」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

3 崖面の水平面に対する角度を崖の勾こう配とする。

4 小段等によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとし、みなす。

5 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)を含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(平一八政三一〇・一部改正)

#### (公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成等規制法(以下「法」という。)第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で国土交通省令で定めるものとする。

(平一二政三一二・一部改正)

#### (宅地造成)

第三条 法第二条第二号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの



二 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

四 前三号のいずれにも該当しない切土又は盛土であつて、当該切土又は盛土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(平一八政三一〇・一部改正)

## 第二章 宅地造成に関する工事の技術的基準

(擁壁、排水施設その他の施設)

第四条 法第九条第一項(法第十二条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める施設は、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留とする。

(平一八政三一〇・全改)

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第五条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土(第三条第四号の切土又は盛土を除く。)をする場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。

二 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

三 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置を講ずること。

四 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように段切りその他の措置を講ずること。

(平一八政三一〇・全改)

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第六条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土(第三条第四号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの(その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。)

- ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。
- (平一八政三一〇・全改)

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

- 第七条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。
- 一 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によつて擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
- 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。
- 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
- 四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいをういた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十条(表一を除く。)、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- (昭五五政一九六・平一二政二一一・平一八政三一〇・一部改正)

(練積み造の擁壁の構造)

第八条 第六条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第一条第五項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。)が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五(その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十(その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(昭四〇政一五・平一八政三一〇・一部改正)

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第九条 第六条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の二から第三十九条まで、第五十二条(第三項を除く。)、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

(昭四五政三三三・平一二政二一一・平一八政三一〇・一部改正)

(擁壁の水抜穴)

第十条 第六条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(平一八政三一〇・一部改正)

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十一条 法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定による許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの(第六条の規定によるものを除く。)については、建築基準法施行令第四百二十二条(同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(昭五六政一四四・昭六二政三四八・平一一政五・平一二政二一一・平一八政三一〇・一部改正)

(崖面について講ずる措置に関する技術的基準)

第十二条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁壁で覆われた崖面を除く。)が風化その他の侵食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

(平一八政三一〇・全改)

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十三条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合においては、雨水その他の地表水を排除することができるように、必要に応じ、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
  - イ 管渠の始まる箇所
  - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)
  - ハ 管渠の内径又は内法のり幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜ためが設けられているものであること。

(平一八政三一〇・全改)

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十四条 構造材料又は構造方法が第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。

(平一二政三一二・一部改正、平一八政三一〇・旧第十五条繰上・一部改正)

(規則への委任)

第十五条 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「特例市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。次項及び第二十二条において同じ。)は、都道府県(指定都市、中核市又は特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市。次項において同じ。)の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地におい

で第六条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

- 2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、この章の規定のみによつては宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、この章に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

(平六政三九八・平一一政三五二・一部改正、平一八政三一〇・旧第十六条繰上・一部改正)

### 第三章 設計者及び届出を要する工事

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第十六条 法第九条第二項(法第十二条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
  - 二 切土又は盛土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置
- (平一八政三一〇・旧第十七条繰上・一部改正)

(設計者の資格)

第十七条 法第九条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたと認めた者であること。

(平一〇政三五・平一二政三一・一部改正、平一八政三一〇・旧第十八条繰上・一部改正)

(届出を要する工事)

第十八条 法第十五条第二項の政令で定める工事は、高さが二メートルを超える擁壁、雨水その他の地表水を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

(平一八政三一〇・旧第十九条繰上・一部改正)

### 第四章 造成宅地防災区域の指定の基準

(平一八政三一〇・追加)

第十九条 法第二十条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の造成宅地

(これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。以下この条において同じ。)の区域であることとする。

- 一 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域(盛土をした土地の区域に限る。次項第三号において同じ。)であつて、安定計算によつて、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの
  - イ 盛土をした土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入しているもの
  - ロ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上であるもの
- 二 切土又は盛土をした後の地盤の滑動、宅地造成に関する工事により設置された擁壁の沈下、切土又は盛土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域

2 前項第一号の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 地震力については、当該盛土の自重に、水平震度として〇・二五に建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するZの数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値
- 二 自重については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量を用いて計算された数値を用いることができる。
- 三 盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、イ又はロに掲げる一団の造成宅地の区域の区分に応じ、当該イ又はロに定める滑り面に対する抵抗力であつて、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
  - イ 前項第一号イに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、複数の円弧又は直線によつて構成されるもの
  - ロ 前項第一号ロに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、単一の円弧によつて構成されるもの

(平一八政三一〇・追加)

#### 第五章 雑則

(平一八政三一〇・旧第四章繰下)

(収用委員会の裁決申請手続)

第二十条 法第七条第三項(法第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(平一二政三一・平一八政三一〇・一部改正)

(公告の方法)

第二十一条 法第十四条第五項(法第十七条第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、当該公報その他所定の手段に

よる公告を行つた日から十日間、当該宅地の付近の適当な場所に掲示して行わなければならない。  
(平六政三〇三・平一八政三一〇・一部改正)

(報告の徴取)

第二十二條 法第十九條の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- 三 宅地に関する工事の計画及び施行状況

(平六政三九八・平一一政三五二・平一八政三一〇・一部改正)

(権限の委任)

第二十三條 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平一二政三一二・追加)

(国土交通省令への委任)

第二十四條 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令を実施するため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(平一一政三五二・旧第二十五条繰上、平一二政三一二・旧第二十三条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日(昭和三十七年二月一日)から施行する。

附 則 (昭和四〇年二月一二日政令第一五号)

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和四十年三月一日から施行する。

(経過規定)

- 2 この政令の施行前に着手した宅地造成に関する工事については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四五年一二月二日政令第三三三号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和四十六年一月一日)から施行する。

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 1 1 この政令の施行前に着手した宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項の規定による許可を受けなければならない工事に対する宅地造成等規制法施行令第七条第三項第二号、第九条及び第十一条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年五月三〇日政令第二〇五号)  
この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五五年七月一四日政令第一九六号) 抄  
(施行期日)

- 1 この政令は、昭和五十六年六月一日から施行する。  
(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この政令の施行前に着手した宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第八条第一項の規定による許可を受けなければならない工事に対する宅地造成等規制法施行令第七条第三項第二号、第九条及び第十一条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年四月二四日政令第一四四号) 抄  
(施行期日)

- 1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第三十五号)の施行の日(昭和五十六年四月二十五日)から施行する。

附 則 (昭和五六年七月七日政令第二四八号)  
この政令は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月二九日政令第二三一号)  
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二五日政令第五七号) 抄  
(施行期日)

- 1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年一〇月六日政令第三四八号) 抄  
(施行期日)

- 1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第六十六号)の施行の日(昭和六十二年十一月十六日)から施行する。

附 則 (平成三年三月一三日政令第二五号) 抄  
(施行期日)

- 1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月二四日政令第六九号) 抄  
(施行期日)

- 1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄



(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成六年一二月二一日政令第三九八号)

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成九年三月二六日政令第七四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一月一三日政令第五号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十一年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年一一月一〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年四月二六日政令第二一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第百号)の施行の日(平成十二年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月二二日政令第三一〇号)

(施行期日)

1 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年九月三十日)から施行する。

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行前に第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(以下この項において

「旧令」という。)第十五条の規定により国土交通大臣が旧令第六条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めた擁壁は、第一条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令(以下「新令」という。)第十四条の規定により国土交通大臣が新令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めた擁壁とみなす。

- 3 この政令の施行の日から十四日以内に新令第十八条に規定する地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者に関する宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第十五条第二項の規定の適用については、同項中「その工事に着手する日の十四日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

別表第一(第六条関係)

(昭四〇政一五・全改、昭五三政二〇五・平一八政三一〇・一部改正)

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

別表第二(第七条、第十九条関係)

(昭四〇政一五・全改、昭五三政二〇五・平一八政三一〇・一部改正)

土質	単位体積重量(一立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三五
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

別表第三(第七条、第十九条関係)

(昭四〇政一五・全改、昭五三政二〇五・平一八政三一〇・一部改正)

土質	摩擦係数
岩、岩屑せつ、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土(擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	〇・三

別表第四(第八条関係)

(昭四〇政一五・全改、昭五三政二〇五・平一八政三一〇・一部改正)

土質		擁壁				
		勾配	高さ	下端部分の厚さ		
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上		
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上		
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上		
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上		
			三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上		
		六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上		
			三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上		
			四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上		
		第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
					二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
				六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
					二メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上					
六十五度以下	二メートル以下			四十センチメートル以上		
	二メートルを超え三メートル以下			五十センチメートル以上		
	三メートルを超え四メートル以下			六十五センチメートル以上		
	四メートルを超え五メートル以下			八十センチメートル以上		
第三種	その他の土質			七十度を超え七十五	二メートル以下	八十五センチメート

		度以下		ル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

## 4 宅地造成等規制施行規則



## 宅地造成等規制法施行規則

(昭和三十七年二月二十日)

(建設省令第三号)

### 沿革

平成 3年 6月21日建設省令第12号〔第一次改正〕

平成 6年 2月23日号外建設省令第4号〔建設業法施行規則等の一部を改正する省令七条による改正〕

平成 7年 3月28日建設省令第8号〔宅地造成等規制法施行規則等の一部を改正する省令一条による改正〕

平成11年 4月26日号外建設省令第14号〔建築基準法施行規則の一部を改正する省令附則三条による改正〕

平成12年 1月17日号外建設省令第9号〔土地区画整理法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正〕

平成12年 1月31日号外建設省令第10号〔水利組合法第八十二条による水利組合吏員服務規律等の一部を改正する省令二条による改正〕

平成12年11月20日号外建設省令第41号〔中央省庁等改革のための関係建設省令の整備に関する省令三〇条による改正〕

平成13年 3月30日号外国土交通省令第72号〔海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令四条による改正〕

平成15年 4月23日国土交通省令第63号〔宅地造成等規制法施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令一条による改正〕

平成16年 5月27日号外国土交通省令第67号〔建築士法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正・註この一部改正規定は、平成一七年三月七日号外国土交通省令一〇二五号五条により一部改正された〕

平成18年 4月28日号外国土交通省令第58号〔会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令二七条による改正〕

平成18年 9月27日国土交通省令第90号〔宅地造成等規制法施行規則等の一部を改正する省令一条による改正〕

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第三条第三項、第八条第一項、第十二条及び第十四条並びに宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第二条、第二十条及び第二十五条の規定に基づき、宅地造成等規制法施行規則を次のように定める。

#### 宅地造成等規制法施行規則

##### (公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成等規制法施行令(以下「令」という。)第二条の国土交通省令で定める施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、水道及び下水道とする。

(平一二建令四一・一部改正)

##### (宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示)

第二条 宅地造成等規制法(以下「法」という。)第三条第三項(法第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号の一以上により宅地造成工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、都道府県(地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「特例市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の公報に掲載して行うものとする。

- 一 市町村(特別区を含む。)、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

(平三建令一二・平七建令八・平一二建令一〇・平一八国交令九〇・一部改正)

##### (収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第三条 令第二十条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。

(平一二建令四一・一部改正)

##### (宅地造成に関する工事の許可の申請)

第四条 法第八条第一項本文の許可を受けようとする者は、別記様式第二の許可申請書の正本及び副本に、次の表に掲げる図面を添付して、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。以下同じ。)に提出しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び宅地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。



宅地の平面図	方位及び宅地の境界線並びに切土又は盛土をする土地の部分、崖がけ(切土又は盛土をする土地の部分に生ずるものに限る。以下同じ。)、擁壁(切土又は盛土をする土地の部分に生ずる崖に設置するものに限る。以下同じ。)、排水施設(切土又は盛土をする土地の部分に設置するものに限る。以下同じ。)及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(切土又は盛土をする土地の部分に設置するものに限る。)の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。
宅地の断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾こう配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	

- 2 前項の場合において、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置しようとする者は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を提出しなければならない。
- 3 第一項の場合において、令第六条第一項第一号口の崖面を擁壁で覆わない者は、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を記載した安定計算書を提出しなければならない。  
(平三建令一二・平七建令八・平一二建令一〇・平一八国交令九〇・一部改正)

(擁壁認定の基準)

- 第五条 国土交通大臣は、令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第十四条の規定に基づき、令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。
- 2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものである場合においては、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。  
(平一六国交令六七・追加、平一八国交令九〇・一部改正)

(認証)

- 第六条 前条第二項の認証(以下単に「認証」という。)は、第八条から第十条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。)が行うものとする。
- 2 認証を申請しようとする者(以下「認証申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。
    - 一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
    - 二 申請に係る工場の名称及び所在地
    - 三 その他登録認証機関が必要と認める事項  
(平一六国交令六七・追加)

(認証の更新)

- 第七条 認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間(以下「有効期間」という。)ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前条第二項の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。  
(平一六国交令六七・追加)

(登録)

- 第八条 第六条第一項の登録(以下単に「登録」という。)は、認証の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。
- 2 登録を受けようとする者(以下この条において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
    - 一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 認証事務を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
    - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
    - ロ 登録申請者の略歴を記載した書類
  - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
    - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
    - ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
    - ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
  - 三 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
  - 四 登録申請者の行う認証が第十条第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類
  - 五 その他参考となる事項を記載した書類  
(平一六国交令六七(平一七国交令一二)・追加)

(欠格条項)

- 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - 二 第十九条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
  - 三 法人であつて、認証事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの  
(平一六国交令六七・追加)

(登録要件等)

- 第十条 国土交通大臣は、第八条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。
    - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授、助教授、講師若しくは助手の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者
    - ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、プレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造される擁壁の構造に関する専門的知識を有する者
    - ハ 建築又は土木に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者
    - ニ イから八までに掲げる者と同等以上の能力を有する者
  - 二 前号の調査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者三名以上によつて構成される合議制の機関の議を経て、認証するかどうかを決定するものであること。

- イ 学校教育法による大学において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授若しくは助教の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
  - ロ 前号ロ又は八に該当する者
  - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者
- 2 登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
  - 二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び認証事務を行う役員の氏名
  - 三 認証事務を行う事務所の名称及び所在地
  - 四 認証事務を開始する年月日  
(平一六国交令六七・追加)

(登録の更新)

- 第十一条 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。  
(平一六国交令六七・追加)

(認証事務の実施に係る義務)

- 第十二条 登録認証機関は、公正に、かつ、第十条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。
- 一 特定の者を差別的に取り扱わないこと。
  - 二 認証をどうかを決定するために必要とされる基準(以下「認証基準」という。)を定めること。
  - 三 認証基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表すること。
  - 四 認証をしたときは、認証申請者に認証証明書を交付すること。
  - 五 次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。
    - イ 認証を受けた工場の製造工程管理が適切でないと認めるとき。
    - ロ 不正の手段により認証を受けたとき。
  - 六 第十条第一項第一号の調査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定若しくは変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。
  - 七 認証、認証の更新又は認証の取消し(以下この号において「認証等」という。)を行つたときは、その旨(認証の取消しにあつては、その理由を含む。)を記載した書面を、当該認証等の日から二週間以内に、国土交通大臣に届け出ること。
  - 八 認証事務によつて知り得た秘密の保持を行うこと。  
(平一六国交令六七・追加)

(登録事項の変更の届出)

- 第十三条 登録認証機関は、第十条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは

遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更しようとする理由

(平一六国交令六七・追加、平一八国交令九〇・一部改正)

(認証事務規程)

第十四条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 認証事務の時間及び休日に関する事項
- 二 認証事務を行う事務所及び認証の実施場所に関する事項
- 三 認証の申請に関する事項
- 四 認証の手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 五 認証基準に関する事項
- 六 認証基準の公表の方法その他の認証の実施の方法に関する事項
- 七 不正の手段により認証を受けた者又は受けようとした者の処分に関する事項
- 八 認証証明書の交付及び再交付に関する事項
- 九 認証の有効期間その他認証の更新に関する事項
- 十 認証の取消しに関する事項
- 十一 第二十条第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項
- 十二 認証事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十三 認証事務に関する公正の確保に関する事項
- 十四 その他認証事務に関し必要な事項

(平一六国交令六七・追加)

(認証事務の休廃止)

第十五条 登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする認証事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(平一六国交令六七・追加)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十六条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁氣的

方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録認証機関の事務所に備えて置かなければならない。

- 2 認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。
  - 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
    - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
    - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(第二十条において「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(平一六国交令六七・追加、平一八国交令五八・一部改正)

(適合命令)

第十七条 国土交通大臣は、登録認証機関が第十条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平一六国交令六七・追加)

(改善命令)

第十八条 国土交通大臣は、登録認証機関が第十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平一六国交令六七・追加)

(登録の取消し等)

第十九条 国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十三条から第十五条まで、第十六条第一項又は次条の規定に違反したとき。

- 三 正当な理由がないのに第十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第二十一条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。  
(平一六国交令六七・追加)

(帳簿の記載等)

第二十条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 認証の申請を受け付けた年月日
  - 二 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 三 認証の申請に係る工場の名称及び所在地
  - 四 認証の申請に係る工場について第十条第一項第一号の調査を行つた年月日及び当該調査を行つた者の氏名
  - 五 認証の申請に係る工場について認証をするかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第十条第一項第二号の合議制の機関の構成員の氏名
  - 六 認証を受けた工場にあつては、前各号に掲げる事項のほか、認証証明書の交付の年月日及び認証番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録認証機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、認証事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録認証機関は、次に掲げる書類を備え、認証の有効期間が満了した日(認証をしなかつたときは、第一項第五号に規定する日)から二年間保存しなければならない。
- 一 認証の申請書及び添付書類
  - 二 認証の判定とその結果に関する書類
- (平一六国交令六七・追加)

(報告の徴収)

第二十一条 国土交通大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録認証機関に対し、認証事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。  
(平一六国交令六七・追加)

(公示)

第二十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき又は第十一条第一項の登録の更新をしたとき。
- 二 第十三条の規定による届出があつたとき。
- 三 第十五条の規定による届出があつたとき。
- 四 第十九条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

(平一六国交令六七・追加)

(設計者の資格)

第二十三条 令第十七条第五号の規定により、国土交通大臣が同条第一号から第四号までの規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者

(平一六国交令六七・追加、平一八国交令九〇・一部改正)

(許可通知書の様式)

第二十四条 法第十条第二項の許可の処分の通知は、第四条第一項の申請書の副本の許可通知欄に所要の記載をしたものによつて行うものとする。

(平一六国交令六七・旧第五条線下・一部改正)

(変更の許可の申請)

第二十五条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の正本及び副本に、第四条の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 宅地造成に関する工事の許可番号

(平一八国交令九〇・追加)

(軽微な変更)

第二十六条 法第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 造成主、設計者又は工事施行者の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

(平一八国交令九〇・追加)

(工事完了の検査の申請)

第二十七条 法第十三条第一項の検査を受けようとする者は、別記様式第三の工事完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(平一六国交令六七・旧第六条線下、平一八国交令九〇・旧第二十五条線下・一部改正)

(検査済証の様式)

第二十八条 法第十三条第二項の様式は、別記様式第四とする。

(平一六国交令六七・旧第七条線下、平一八国交令九〇・旧第二十六条線下・一部改正)



(工事等の届出の方法)

第二十九条 法第十五条の規定による届出は、別記様式第五から第七までに掲げる届出書を提出してしなければならない。

(平一六国交令六七・旧第八条繰下、平一八国交令九〇・旧第二十七条繰下・一部改正)

(法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第三十条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)又は第六条の二第一項(同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(平一一建令一四・追加、平一六国交令六七・旧第八条の二繰下、平一八国交令九〇・旧第二十八条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第三十一条 法第三条第三項(法第二十条第三項において準用する場合を含む。)及び令第十四条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

(平一二建令四一・追加、平一六国交令六七・旧第八条の三繰下、平一八国交令九〇・旧第二十九条繰下・一部改正)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年六月二一日建設省令第一二号)

この省令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律(平成三年法律第七十九号)第四条及び附則第二条の規定の施行の日(平成三年八月一日)から施行する。

附 則 (平成六年二月二三日建設省令第四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月二八日建設省令第八号)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中第二編第十二章の改正規定及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第四十九号)第一章の規定の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年四月二六日建設省令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十一年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年一月一七日建設省令第九号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一二年一月三十一日建設省令第一〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月二三日国土交通省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二七日国土交通省令第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 略

二 第三条及び第六条の規定 平成十七年四月一日

(宅地造成等規制法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行規則(以下この条において「新宅地造成等規制法施行規則」という。)第六条第一項の登録を受けようとする者は、第三条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新宅地造成等規制法施行規則第十四条の規定による認証事務規程の届出についても、同様とする。

- 2 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(以下この条において「旧宅地造成等規制法施行規則」という。)第四条の二第一項第二号の指定を受けた証明事業を実施している者は、第三条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新宅地造成等規制法施行規則第六条第一項の登録を受けているものとみなす。

- 3 第三条の規定の施行の際現に旧宅地造成等規制法施行規則第四条の二第一項第二号の証明を受けている工場は、その証明を受けた日から五年を経過する日までの間は、新宅地造成等規制法施行規則第五条第二項の認証を受けている工場とみなす。

- 4 第三条の規定の施行前に旧宅地造成等規制法施行規則第四条の三第一項第一号の指定を受けた講習を修了した者については、その者を新宅地造成等規制法施行規則第二十三条第一号に掲げる講

習を修了した者とみなして同条の規定を適用する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 (平成一八年九月二七日国土交通省令第九〇号)

この省令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年九月三十日)から施行する。



## 5 田辺市宅地造成等規制法施行細則



## 田辺市規則第17号

田辺市宅地造成等規制法施行細則を次のように定める。

平成22年3月31日

### 田辺市宅地造成等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)に基づき本市が処理することとされた宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行に関し、法、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書の添付書類)

第2条 造成主は、法第8条第1項本文の規定による許可を受けようとするときは、省令第4条第1項に規定する許可申請書に、同項の表に掲げる図面のほか、当該造成工事を施行しようとする土地の登記事項証明書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。この場合において、当該造成工事を施行する土地が他人の所有に係る場合にあっては当該土地所有者の施行同意書を、当該造成工事に係る擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が政令第16条各号に掲げる措置に該当する場合にあっては当該措置に係る工事の設計者の資格に関する調書を、それぞれ追加して添付しなければならない。

(工事着手届)

第3条 造成主は、法第8条第1項本文の規定による許可を受けた工事(以下「許可工事」という。)に着手する5日前までに、工事着手届を市長に提出しなければならない。

(工事計画変更の許可申請等)

第4条 造成主は、法第12条第1項本文の規定による許可を受けようとするときは、許可工事の変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 造成主は、法第12条第2項の規定による届出をするときは、許可工事の変更届出書を市長に提出しなければならない。

(工事中止等の届出)

第5条 造成主は、許可工事の完了前に工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、速やかに許可工事の中止(再開・廃止)届を市長に提出しなければならない。

(緊急措置)

第6条 造成主は、許可工事によって災害が発生し、又は他に危害を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに必要な措置をとり、その結果を書面により、速やかに市長に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第7条 造成主は、その住所、氏名その他市長が定める事項を記載した標識を許可工事の着手の日から完了の日まで当該許可工事の現場内の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

(工事の一部完了検査)

第8条 市長は、許可工事の一部が完了し、その完了した工事が次の各号のいずれかに該当する場合

において、造成主が一部完了検査申請書を提出したときは、当該許可工事の一部について工事の完了検査を行うものとする。

一部完了検査を受けようとする宅地の分割が可能であり、かつ、分割された宅地のそれぞれが独立して完全に使用し得るとき。

一部完了検査を受けようとする宅地が、他の宅地の災害防止上支障がないと認めるとき。

前2号に掲げる場合のほか、市長が支障がないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により一部完了検査を行った結果、当該工事が法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、一部検査済証を交付する。

(建築制限等)

第9条 造成主は、許可工事を施工する土地においては、法第13条第2項の検査済証の交付を受けた後でなければ、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する特定工作物(以下「特定工作物」という。)を建築し、若しくは建設し、又はこれらの行為をさせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、建築物の建築又は特定工作物の建設が許可工事に伴う災害を防止するための必要な措置を阻害するおそれがなく、かつ、許可工事の施行において建築物又は特定工作物に及ぼす危害を防止するための必要な措置がとられていると市長が認めるときは、造成主その他の者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の検査済証が交付される前に当該建築又は建設に着手することができるものとする。

都市計画法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物を先行的に建築する必要があるとき。

建築物又は特定工作物が許可工事に係る擁壁等に近接している等の理由により、許可工事と建築物の建築工事又は特定工作物の建設工事を切り離して行うことが技術上その他の理由により困難又は不適當であると市長が認めるとき。

3 前項の市長の承認を受けようとする者は、承認申請書に同項に規定する条件を満たしていることを証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、承認通知書に必要な事項を記載して当該申請者に通知するものとする。

(協議)

第10条 国又は都道府県は、法第11条の規定により宅地造成に関する工事について市長に協議をしようとするときは、正本及び副本各1通の協議書に、省令第4条第1項の表に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議書を受理した場合において、当該協議が成立したときは、その旨の通知を当該協議書の副本の協議成立通知欄に所要の記載をすることにより行うものとする。

3 第3条から前条まで(第4条第1項を除く。)の規定は、協議が成立した工事について準用する。

(変更協議)

第11条 国又は都道府県は、法第12条第3項において準用する法第11条の規定による協議をしようとするときは、正本及び副本各1通の変更協議書に、省令第25条に規定する図面を添付して市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更協議書について準用する。

(届出工事への準用)



第12条 第5条から第7条までの規定は、法第15条第1項又は第2項の規定により届出を要する工事について準用する。

(技術的基準の特例)

第13条 政令第15条第1項の規定により、市長が災害防止上支障がないと認める土地においては、政令第6条の規定による擁壁の設置に代えて、次に掲げる工法による措置をとることができる。

比重、強度及び耐久性の有する石の空積み工法

前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた工法

2 政令第15条第2項の規定により市長が気候及び風土によって強化し、又は付加する技術的基準は、次のとおりとする。

政令第10条の規定により擁壁の裏面に設置する透水層は、その裏面の全面に、別表の左欄に掲げる擁壁の高さに応じ、同表の右欄に掲げる厚さのものを設置すること。ただし、擁壁の裏面に接続する地盤が切土であって軟岩以上の硬度を有する場合又は市長が擁壁に損壊等の悪影響を与えないと認めた場合においては、この限りでない。

谷筋等の傾斜地において著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土を行う場合においては、盛土の適当な箇所に、その高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、枠等を暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。

政令第13条第3号の規定による排水施設の断面積を決定する場合における計画流量の算定は、次に掲げる数値を用いて行うこと。ただし、市長が地形状況及び土地利用状況から災害防止上支障がないと認める場合にあっては、市長が別に定める値とする。

ア 確率降雨強度 30年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の値

イ 流出係数 造成前については0.7、造成後については0.9

(書類の提出部数等)

第14条 この規則の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本及び副本各1部とする。ただし、市長は、必要と認める場合には、その部数を指示することができる。

2 この規則に定める申請書、届出書その他の書面等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 別表(第13条関係)

擁壁の高さ	透水層の厚さ	
	上端	下端
3メートル以下	30センチメートル	40センチメートル
3メートルを超え4メートル以下	30センチメートル	50センチメートル
4メートルを超え5メートル以下	30センチメートル	60センチメートル

備考 透水層の上端とは、擁壁の上端から擁壁高(根入れを含まない。)の5分の1下方とする。



## 6 公共施設の引継ぎに関する基準

### 【公共施設等の用に供する土地の帰属に関する基準】

市に帰属させようとする、公共施設等の用に供する土地（以下「公共施設用地」という。）は、次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- (1) 都市計画法第32条第2項の協議及び田辺市開発事業の指導要綱又は宅地造成工事における道路等の担保指針による規定により、市長と協定を締結したものであり、市に帰属させる旨の確認がなされているものであること。
- (2) 公共施設用地の分筆又は合筆のための測量が終了し、所有権移転登記に必要な所定の手続きがなされているものであること。
- (3) 抵当権、賃借権、その他第三者のための権利が設定されていないものであること。
- (4) 隣接地との境界が確定されていること。
- (5) その他市長との協議により交わした協定書等の条件を満たしているものであること。

### 【公共施設用地の帰属に関する添付書類】

- (1) 寄付申込書
- (2) 登記承諾書
- (3) 登記原因証明情報
- (4) 公共施設用地の所有者の印鑑証明書
- (5) 公共施設用地（分筆後）の全部事項証明書
- (6) 位置図及び付近見取図
- (7) 公図
- (8) 公共施設用地の丈量図
- (9) 公共施設用地の写真（完成後）                      公共施設を赤色線で囲み、地番を記載する
- (9) 土地利用計画図
- (10) 地下埋設物等の平面図
- (11) 隣接する公共用地との境界確認書

開発行為及び宅地造成に関する検査は、原則として上記書類を市長に提出し、帰属させた後行うものとする。

### 【公共施設の管理引継ぎに関する基準】

市が管理する公共施設は、次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- (1) 協定書等により、当該公共施設の管理を市が行う旨の確認がなされているものであること。
- (2) 市長の行う工事完了検査に合格したものであること。
- (3) 管理の引継ぎに関する内容が明確なものであること。
- (4) その他市長との協議により交わした協定書等の条件を満たしているものであること。

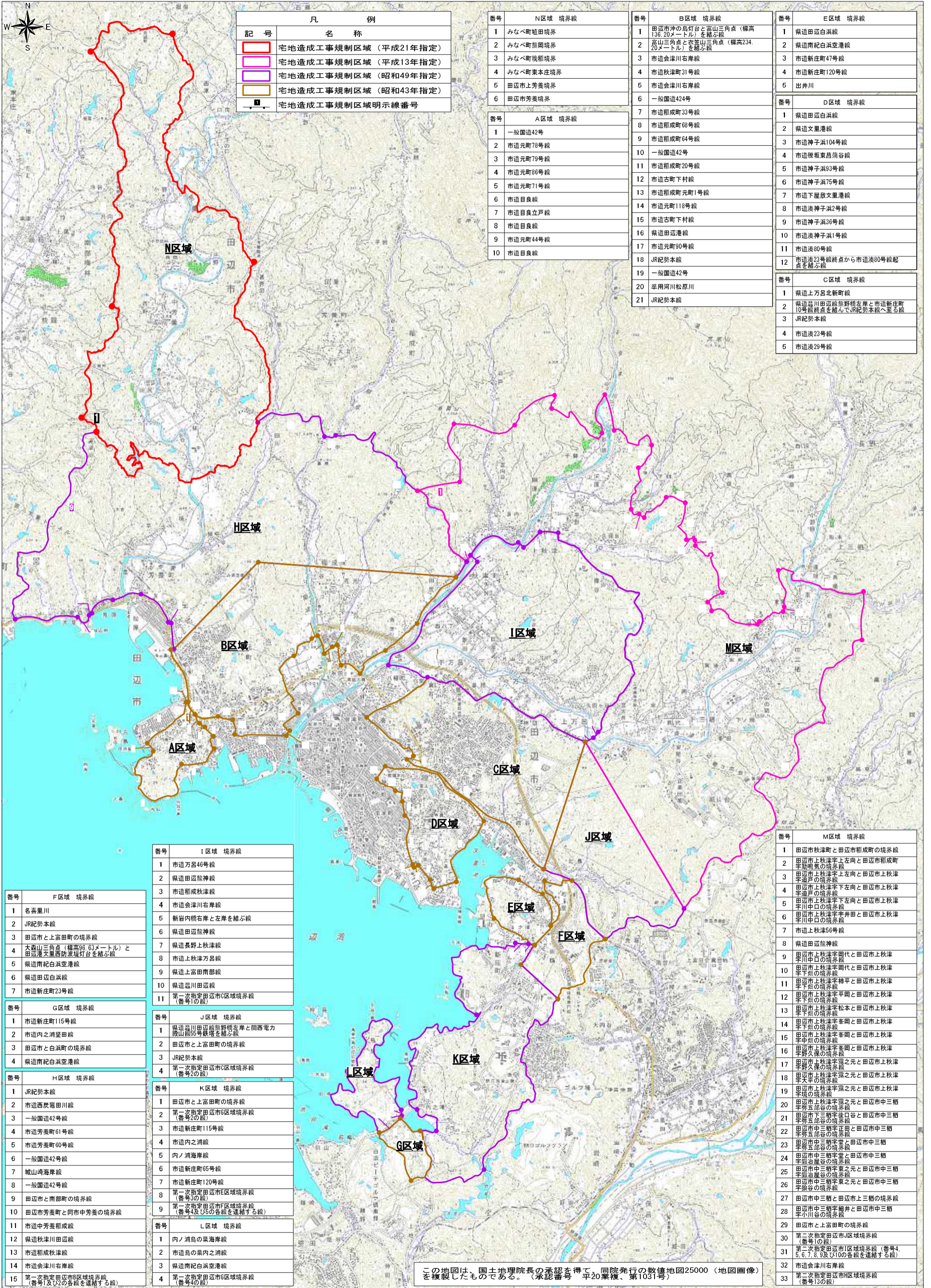


## 7 宅地造成工事規制区域図

# 宅地造成工事規制区域指定図（田辺市）

縮尺 1:20,000

500 0 500 1000 1500 (m)



凡 例	
記号	名称
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	宅地造成工事規制区域（平成21年指定）
<span style="border: 2px solid magenta; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	宅地造成工事規制区域（平成13年指定）
<span style="border: 2px solid purple; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	宅地造成工事規制区域（昭和49年指定）
<span style="border: 2px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	宅地造成工事規制区域（昭和43年指定）
<span style="border-bottom: 2px solid black; display: inline-block; width: 15px;"></span>	宅地造成工事規制区域明示線番号

N区域 境界線	
1	みなべ町旭田境界
2	みなべ町新岡境界
3	みなべ町磯稻境界
4	みなべ町東本庄境界
5	田辺市上芳養境界
6	田辺市芳養境界

B区域 境界線	
1	田辺市沖の島灯台と富山三角点（標高136.20メートル）を結ぶ線
2	富山三角点と茨釜山三角点（標高234.20メートル）を結ぶ線
3	市道会津川右岸線
4	市道秋津町31号線
5	市道会津川右岸線
6	一般国道42号
7	市道稲成町33号線
8	市道稲成町68号線
9	市道稲成町64号線
10	一般国道42号
11	市道稲成町20号線
12	市道古町下村線
13	市道稲成町元町1号線
14	市道元町118号線
15	市道古町下村線
16	県道田辺港線
17	市道元町90号線
18	JR紀勢本線
19	一般国道42号
20	準用河川松原川
21	JR紀勢本線

E区域 境界線	
1	県道田辺白浜線
2	県道南紀白浜空港線
3	市道新庄町47号線
4	市道新庄町120号線
5	出井川

A区域 境界線	
1	一般国道42号
2	市道元町78号線
3	市道元町79号線
4	市道元町86号線
5	市道元町71号線
6	市道目良線
7	市道目良戸線
8	市道目良線
9	市道元町44号線
10	市道目良線

D区域 境界線	
1	県道田辺白浜線
2	県道文里港線
3	市道神子浜104号線
4	市道磯坂東葛藤谷線
5	市道神子浜33号線
6	市道神子浜75号線
7	市道下屋敷文里港線
8	市道湊神子浜2号線
9	市道神子浜36号線
10	市道湊神子浜1号線
11	市道湊80号線
12	市道湊23号線終点から市道湊80号線起点を結ぶ線

C区域 境界線	
1	県道上万呂北新町線
2	県道湯川田辺線熊野橋左岸と市道新庄町10号線終点を結んでJR紀勢本線へ至る線
3	JR紀勢本線
4	市道湊23号線
5	市道湊29号線

F区域 境界線	
1	名喜里川
2	JR紀勢本線
3	田辺市と上富田町の境界線
4	大森山三角点（標高96.63メートル）と田辺港文里西防波堤灯台を結ぶ線
5	県道南紀白浜空港線
6	県道田辺白浜線
7	市道新庄町23号線

I区域 境界線	
1	市道万呂46号線
2	県道田辺龍神線
3	市道稲成秋津線
4	市道会津川右岸線
5	新岩内橋右岸と左岸を結ぶ線
6	県道田辺龍神線
7	県道長野上秋津線
8	市道上秋津万呂線
9	県道上富田南部線
10	県道湯川田辺線
11	第一次指定田辺市C区域境界線（番号1の線）

G区域 境界線	
1	市道新庄町115号線
2	市道内之浦望田線
3	田辺市と白浜町の境界線
4	県道南紀白浜空港線

J区域 境界線	
1	県道湯川田辺線熊野橋左岸と関西電力敷山線53号鉄塔を結ぶ線
2	田辺市と上富田町の境界線
3	JR紀勢本線
4	第一次指定田辺市C区域境界線（番号2の線）

H区域 境界線	
1	JR紀勢本線
2	市道西炭福田川線
3	一般国道42号線
4	市道芳養町61号線
5	市道芳養町60号線
6	一般国道42号線
7	城山崎海岸線
8	一般国道42号線
9	田辺市と南郷町の境界線
10	田辺市芳養町と同市中芳養の境界線
11	市道中芳養稲成線
12	県道秋津川田辺線
13	市道稲成秋津線
14	市道会津川右岸線
15	第一次指定田辺市B区域境界線（番号1及び7の各線を連結する線）

K区域 境界線	
1	田辺市と上富田町の境界線
2	第一次指定田辺市G区域境界線（番号2の線）
3	市道新庄町115号線
4	市道内之浦線
5	内ノ浦海岸線
6	市道新庄町65号線
7	市道新庄町120号線
8	第一次指定田辺市E区域境界線（番号3の線）
9	第一次指定田辺市F区域境界線（番号4及び5の各線を連結する線）

L区域 境界線	
1	内ノ浦島の奥海岸線
2	市道島の奥内之浦線
3	県道南紀白浜空港線
4	第一次指定田辺市G区域境界線（番号4の線）

M区域 境界線	
1	田辺市秋津町と田辺市稲成町の境界線
2	田辺市上秋津字上左向と田辺市稲成町字野崎の境界線
3	田辺市上秋津字上左向と田辺市上秋津字通戸の境界線
4	田辺市上秋津字下左向と田辺市上秋津字通戸の境界線
5	田辺市上秋津字下左向と田辺市上秋津字川中口の境界線
6	田辺市上秋津字平岡と田辺市上秋津字川中口の境界線
7	市道上秋津56号線
8	県道田辺龍神線
9	田辺市上秋津字岡代と田辺市上秋津字川中口の境界線
10	田辺市上秋津字岡代と田辺市上秋津字下畑の境界線
11	田辺市上秋津字平岡と田辺市上秋津字下畑の境界線
12	田辺市上秋津字松本と田辺市上秋津字下畑の境界線
13	田辺市上秋津字峯岡と田辺市上秋津字下畑の境界線
14	田辺市上秋津字峯岡と田辺市上秋津字下畑の境界線
15	田辺市上秋津字峯岡と田辺市上秋津字野久保の境界線
16	田辺市上秋津字峯岡と田辺市上秋津字野久保の境界線
17	田辺市上秋津字露之元と田辺市上秋津字大平の境界線
18	田辺市上秋津字露之元と田辺市上秋津字大平の境界線
19	田辺市上秋津字露之元と田辺市上秋津字大平の境界線
20	田辺市上秋津字露之元と田辺市中三軒字第五谷の境界線
21	田辺市中三軒字後谷と田辺市中三軒字第五谷の境界線
22	田辺市中三軒字正田と田辺市中三軒字第五谷の境界線
23	田辺市中三軒字峯岡と田辺市中三軒字第五谷の境界線
24	田辺市中三軒字峯岡と田辺市中三軒字第五谷の境界線
25	田辺市中三軒字東之元と田辺市中三軒字第五谷の境界線
26	田辺市中三軒字東之元と田辺市中三軒字第五谷の境界線
27	田辺市中三軒と田辺市中三軒の境界線
28	田辺市中三軒字峯岡と田辺市中三軒字小川谷の境界線
29	田辺市と上富田町の境界線
30	第二次指定田辺市I区域境界線（番号1の線）
31	第二次指定田辺市I区域境界線（番号4, 5, 6, 7, 8, 9及び10の各線を連結する線）
32	市道会津川右岸線
33	第二次指定田辺市H区域境界線（番号13の線）

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業複、第1031号）